埼玉県公安委員会規程第６号

埼玉県公安委員会事務専決規程を次のように定める。

平成９年 12 月 17 日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県公安委員会事務専決規程

埼玉県公安委員会の権限の代行処理に関する規程（昭和 38 年埼玉県公安委員会規程第２号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この規程は、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する許可、認可、免許、調査等の事務のうち、埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）若しくは警察署長（以下「署長」という。）又はこれらの補助機関が専決することができる事務について必要な事項を定めることを目的とする。

（専決事務の範囲）

第２条　本部長及び署長並びにこれらの補助機関は、公安委員会事務専決事項及び専決権者一覧表（別表）に定めるところにより、公安委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、別表に掲げる専決事項であっても重要又は特異若しくは処理上疑義のある事項及び公安委員会が特に指示した事項については、その内容に応じて、上位の職にある者又は公安委員会の決裁を受けなければならない。

２　別表の規定にかかわらず、警察本部の参事官及び参事は部長の指示により部長の専決事項のうち、総括調査官、主席調査官及び調査官は所属長の指示により所属長の専決事項のうち、それぞれ担当事務に係る事項について専決することができる。この場合において、前項のただし書を準用する。

一部改正〔平成 11 年第２号〕、全部改正〔平成 15 年第７号〕、一部改正〔平成 16 年第１号、24 年第４号〕

（報告）

第３条　本部長は、前条の規定に基づき、本部長及び署長並びにこれらの補助機関が専決した事項については、月ごとにその概要をとりまとめ、公安委員会に報告しなければならない。

附　則

この規程は、平成 10 年１月１日から施行する。

附　則（平成 10 年３月 31 日公安委員会規程第１号）

１　この規程は、平成 10 年４月１日から施行する。

２　この規程の施行前に違反行為をしたことを理由とする運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効

力の停止若しくは運転免許を受けることができない期間の指定又は運転の禁止の基準については、改正後の運転免許行政処分規程別記の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成10年９月29日公安委員会規程第２号）

１　この規程は、平成10年10月１日から施行する。（以下略）

附　則（平成10年10月29日公安委員会規程第３号）

この規程は、平成10年11月１日から施行する。

附　則（平成11年３月24日公安委員会規程第１号）

この規程は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成11年３月30日公安委員会規程第２号）

この規程は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成12年１月28日公安委員会規程第１号）

この規程は、平成12年２月１日から施行する。

附　則（平成12年３月29日公安委員会規程第４号）

この規程は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年５月25日公安委員会規程第５号）

この規程は、平成12年６月１日から施行する。

附　則（平成12年６月28日公安委員会規程第６号）

この規程は、平成12年７月１日から施行する。

附　則（平成12年８月15日公安委員会規程第７号）

この規程は、平成12年８月15日から施行する。

附　則（平成12年11月22日公安委員会規程第９号）

この規程は、平成12年11月24日から施行する。

附　則（平成13年１月４日公安委員会規程第１号）

この規程は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成13年３月29日公安委員会規程第６号）

この規程は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成13年５月25日公安委員会規程第７号）

この規程は、平成13年６月１日から施行する。

附　則（平成13年９月18日公安委員会規程第15号）

この規程は、平成13年10月１日から施行する。

附　則（平成13年９月26日公安委員会規程第16号）

この規程は、平成13年９月26日から施行する。

附　則（平成13年９月28日公安委員会規程第17号）

この規程は、平成13年10月１日から施行する。

附　則（平成14年３月13日公安委員会規程第２号）

この規程は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成14年３月26日公安委員会規程第３号）

この規程は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成14年５月15日公安委員会規程第６号）

１　この規程は、平成14年６月１日から施行する。

２　略

附　則（平成14年６月25日公安委員会規程第９号）

この規程は、平成14年７月１日から施行する。

附　則（平成14年６月25日公安委員会規程第10号）

この規程は、平成14年７月１日から施行する。

附　則（平成15年８月29日公安委員会規程第５号）

この規程は、平成15年９月１日から施行する。

附　則（平成15年８月29日公安委員会規程第６号）

この規程は、平成15年９月１日から施行する。

附　則（平成15年10月22日公安委員会規程第７号）

この規程は、平成15年11月１日から施行する。

附　則（平成15年11月28日公安委員会規程第８号）

この規程は、平成15年12月１日から施行する。

附　則（平成16年３月30日公安委員会規程第１号）

この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年６月30日公安委員会規程第３号）

この規程は、平成16年７月１日から施行する。

附　則（平成16年10月１日公安委員会規程第４号）

この規程は、平成16年10月１日から施行する。

附　則（平成16年10月27日公安委員会規程第６号）

この規程は、平成16年11月１日から施行する。

附　則（平成16年12月８日公安委員会規程第７号）

この規程は、平成16年12月17日から施行する。

附　則（平成17年３月29日公安委員会規程第５号）

この規程は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年７月６日公安委員会規程第９号）

この規程は、平成17年７月６日から施行する。

附　則（平成17年９月27日公安委員会規程第10号）

この規程は、平成17年10月１日から施行する。

附　則（平成17年11月30日公安委員会規程第11号）

この規程は、平成17年11月30日から施行する。

附　則（平成17年11月30日公安委員会規程第12号）

この規程は、平成17年12月１日から施行する。

附　則（平成17年11月30日公安委員会規程第13号）

この規程は、平成17年12月１日から施行する。

附　則（平成18年３月28日公安委員会規程第７号）

この規程は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年４月27日公安委員会規程第９号）

この規程は、平成18年５月１日から施行する。

附　則（平成18年５月26日公安委員会規程第17号）

１　この規程は、平成18年６月１日から施行する。

附　則（平成18年８月30日公安委員会規程第19号）

この規程は、平成18年８月30日から施行する。

附　則（平成18年12月20日公安委員会規程第20号）

この規程は、平成18年12月20日から施行する。

附　則（平成19年６月１日公安委員会規程第７号）

この規程は、平成19年６月１日から施行する。

附　則（平成19年９月19日公安委員会規程第９号）

この規程は、平成19年９月19日から施行する。

附　則（平成19年９月25日公安委員会規程第10号）

この規程は、平成19年10月１日から施行する。

附　則（平成20年２月27日公安委員会規程第１号）

この規程は、平成20年３月１日から施行する。

附　則（平成20年３月25日公安委員会規程第２号）

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年５月８日公安委員会規程第６号）

この規程は、平成20年６月１日から施行する。

附　則（平成20年５月30日公安委員会規程第７号）

この規程は、平成20年６月１日から施行する。

附　則（平成20年５月30日公安委員会規程第８号）

この規程は、平成20年６月１日から施行する。

附　則（平成20年６月25日公安委員会規程第９号）

この規程は、平成20年７月１日から施行する。

附　則（平成20年７月29日公安委員会規程第10号）

この規程は、平成20年８月１日から施行する。

附　則（平成20年９月30日公安委員会規程第11号）

この規程は、平成20年10月１日から施行する。

附　則（平成20年11月26日公安委員会規程第13号）

この規程は、平成20年12月１日から施行する。

附　則（平成20年12月３日公安委員会規程第14号）

この規程は、平成20年12月18日から施行する。

附　則（平成20年12月４日公安委員会規程第15号）

この規程は、平成21年１月５日から施行する。

附　則（平成21年３月18日公安委員会規程第２号）

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年５月29日公安委員会規程第６号）

この規程は、平成21年６月１日から施行する。

附　則（平成21年５月29日公安委員会規程第８号）

１　この規程は、平成21年６月１日から施行する。

２　（略）

附　則（平成21年12月１日公安委員会規程第９号）

この規程は、平成21年12月４日から施行する。

附　則（平成22年３月12日公安委員会規程第２号）

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月24日公安委員会規程第４号）

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年４月２日公安委員会規程第５号）

この規程は、平成22年４月19日から施行する。

附　則（平成23年３月４日公安委員会規程第１号）

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年７月15日公安委員会規程第２号）

この規程は、平成23年８月１日から施行する。

附　則（平成24年３月27日公安委員会規程第３号）

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月28日公安委員会規程第４号）

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年４月25日公安委員会規程第５号）

この規程は、平成24年５月１日から施行する。

附　則（平成24年10月26日公安委員会規程第８号）

この規程は、平成24年10月30日から施行する。

附　則（平成25年３月27日公安委員会規程第１号）

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成25年７月４日公安委員会規程第３号）

この規程は、平成25年８月１日から施行する。

附　則（平成25年８月７日公安委員会規程第５号）

この規程は、平成25年８月７日から施行する。

附　則（平成25年12月４日公安委員会規程第９号）

この規程は、平成25年12月４日から施行する。

附　則（平成26年２月12日公安委員会規程第２号）

この規程は、平成26年３月１日から施行する。

附　則（平成26年３月７日公安委員会規程第３号）

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年５月30日公安委員会規程第８号）

この規程は、平成26年６月１日から施行する。

附　則（平成26年12月24日公安委員会規程第13号）

この規程は、平成26年12月24日から施行する。

附　則（平成27年２月18日公安委員会規程第２号）

この規程は、平成27年３月１日から施行する。

附　則（平成27年３月31日公安委員会規程第９号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年５月29日公安委員会規程第13号）

この規程は、平成27年６月１日から施行する。

附　則（平成27年７月30日公安委員会規程第15号）

この規程は、平成27年７月30日から施行する。

附　則（平成28年３月16日公安委員会規程第３号）

この規程は、平成28年３月23日から施行する。

附　則（平成28年３月23日公安委員会規程第６号）

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年６月15日公安委員会規程第９号）

この規程は、平成28年６月23日から施行する。

附　則（平成28年９月14日公安委員会規程第11号）

この規程は、平成28年10月１日から施行する。

附　則（平成28年11月29日公安委員会規程第12号）

この規程は、平成28年11月30日から施行する。

附　則（平成29年２月22日公安委員会規程第４号）

この規程は、平成29年２月22日から施行する。

附　則（平成29年３月９日公安委員会規程第７号）

この規程は、平成29年３月12日から施行する。

附　則（平成29年５月30日公安委員会規程第８号）

この規程は、平成29年５月30日から施行する。

附　則（平成29年６月６日公安委員会規程第９号）

この規程は、平成29年６月14日から施行する。

附　則（平成29年11月１日公安委員会規程第10号）

この規程は、平成29年11月１日から施行する。

附　則（平成30年３月20日公安委員会規程第１号）

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年10月17日公安委員会規程第２号）

この規程は、平成30年10月24日から施行する。

附　則（平成30年11月12日公安委員会規程第３号）

この規程は、平成30年12月１日から施行する。

附　則（令和元年６月13日公安委員会規程第３号）

この規程は、令和元年６月13日から施行する。

附　則（令和元年９月９日公安委員会規程第６号）

この規程は、令和元年９月９日から施行する。

附　則（令和元年 11 月 29 日公安委員会規程第７号）

この規程は、令和元年 12 月１日から施行する。

附　則（令和２年３月 26 日公安委員会規程第２号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月 31 日公安委員会規程第３号）

この規程は、令和２年３月 31 日から施行する。

附　則（令和２年 11 月４日公安委員会規程第７号）

この規程は、令和２年 12 月１日から施行する。

附　則（令和３年７月 14 日公安委員会規程第４号）

この規程は、令和３年７月 14 日から施行する。

附　則（令和４年３月９日公安委員会規程第１号）

この規程は、令和４年３月 18 日から施行する。

附　則（令和４年３月９日公安委員会規程第３号）

この規程は、令和４年３月 15 日から施行する。

附　則（令和４年５月 13 日公安委員会規程第５号）

この規程は、令和４年５月 13 日から施行する。

附　則（令和４年９月 30 日公安委員会規程第７号）

この規程は、令和４年 10 月１日から施行する。

附　則（令和５年３月７日公安委員会規程第２号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月 24 日公安委員会規程第４号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月 13 日公安委員会規程第６号）

この規程は、令和５年４月 13 日から施行する。

附　則（令和５年６月 30 日公安委員会規程第７号）

この規程は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和５年８月 25 日公安委員会規程第９号）

この規程は、令和５年９月１日から施行する。

附　則（令和５年８月 25 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、令和５年９月１日から施行する。

附　則（令和６年２月６日公安委員会規程第１号）

この規程は、令和６年２月 15 日から施行する。

附　則（令和６年３月 12 日公安委員会規程第２号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月 26 日公安委員会規程第４号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年２月 25 日公安委員会規程第２号）

この規程は、令和７年２月 25 日から施行する。

附　則（令和７年２月 28 日公安委員会規程第１号）

この規程は、令和７年３月１日から施行する。

附　則（令和７年３月 21 日公安委員会規程第３号）

この規程は、令和７年３月 24 日から施行する。

附　則（令和７年 11 月 27 日公安委員会規程第５号）

この規程は、令和７年 11 月 28 日から施行する。

附　則（令和８年３月６日公安委員会規程第１号）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年５月 19 日公安委員会規程第３号）

この規程は、令和８年５月 21 日から施行する。

附　則（令和８年５月 27 日公安委員会規程第４号）

この規程は、令和８年６月１日から施行する。

別表

公安委員会専決事項及び専決権者一覧表

【注：特定課長とは、課長代理が配置されている課の課長をいう。
課長補佐等とは、課長補佐、室長補佐、科長、隊長補佐、補佐官及び校長補佐をいう。】
【●は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく「風俗営業者等に対する指示」及び「映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する措置命令」に関する事務に限る。】

1　各部共通

番号	根拠法令	条項	事務内容		専決権者										区分
					警察本部					警察署					
					本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
1	警察法（昭和29年法律第162号）	第60条第１項	援助の要求及び援助の要求に基づく派遣	派遣期間７日以内かつ派遣人員15人以下の場合（犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第３号）第13条に規定する専門捜査員の派遣の場合を除く。）		○									共通
				犯罪捜査共助規則第13条に規定する専門捜査員の派遣の場合	○										
				大規模災害の発生した場合	○										
2	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）	第197条第２項	事実照会に対する回答				○			○					
3	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）	第４条第２項	避難等の措置に係る報告の受理				○			○					
			他の公の機関に対する協力を求めるための措置				○								
4	弁護士法（昭和24年法律第205号）	第23条の２第２項	照会に対する回答				○			○					
5	行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第11条第２項（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	互選の命令				○								
		第13条第１項（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	参加申立ての受理及び許可				○								
		第13条第２項（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	利害関係人に対する参加要求				○								
		第14条（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	関係書類等の引継ぎ及びその旨の通知				○								
		第15条第３項（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	地位の承継届出書の受理				○								
		第15条第６項（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	地位の承継の許可				○								
			地位の承継の不許可			○									
		第19条第１項（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	審査請求書等の受付				○								
		第20条（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	口頭による審査請求の受付				○								
		第23条（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	補正命令				○								
		第25条第２項（第61条において準用する場合を含む。）	執行停止申立ての受理				○								
		第25条第７項（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	処分の執行停止		○										
		第26条（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	執行停止の取消し		○										
		第27条（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	審査請求の取下げの受理				○								
		第29条第１項（第66条において準用する場合を含む。）	審査請求書等の写しの送付				○								
		第29条第２項	弁明書の提出要求又は弁明書の作成				○								
		第29条第５項	弁明書の受理及び弁明書の写しの送付				○								
		第30条第１項	反論書の提出期限の設定及び反論書の受理				○								
		第30条第２項（第66条において準用する場合を含む。）	意見書の提出期限の設定及び意見書の受理				○								
		第30条第３項（第66条において準用する場合を含む。）	反論書又は意見書の送付				○								
		第31条第１項（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	口頭意見陳述の申立ての受理				○								
		第31条第２項（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	口頭意見陳述の期日及び場所の指定				○								
		第31条第３項（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	補佐人帯同出頭申立ての受理及び許可				○								
			補佐人帯同出頭申立ての不許可			○									
		第31条第５項（第66条において準用する場合を含む。）	口頭意見陳述の際の質問の許可						○						
		第32条第１項（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	提出書類又は証拠物の受理				○								

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
5	行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第32条第２項（第66条において準用する場合を含む。）	書類その他の物件の受理			○								共通
		第32条第３項（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	証拠書類等の提出期限の設定			○								
		第33条（第66条において準用する場合を含む。）	申立て又は職権による物件の提出要求			○								
		第34条（第66条において準用する場合を含む。）	申立て又は職権による参加人陳述又は鑑定の要求			○								
		第35条第１項（第66条において準用する場合を含む。）	申立て又は職権による検証の実施			○								
		第35条第２項（第66条において準用する場合を含む。）	申立てによる検証を実施する場合の日時及び場所の通知			○								
		第36条（第66条において準用する場合を含む。）	申立て又は職権による質問の実施			○								
		第37条第１項（第66条において準用する場合を含む。）	意見の聴取の実施期日及び場所の指定			○								
		第37条第３項（第66条において準用する場合を含む。）	各審理手続（法第31条から法第36条まで）の期日及び場所並びに審理手続の終結予定時期の決定、通知等			○								
		第38条第１項（第66条において準用する場合を含む。）	提出書類等の閲覧又は交付の申請の受理			○								
		第38条第２項（第66条において準用する場合を含む。）	提出書類等の提出人に対する意見聴取の決定等			○								
		第38条第３項（第66条において準用する場合を含む。）	閲覧の日時及び場所の指定			○								
		第39条（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	審理手続の併合又は分離の決定			○								
		第41条第３項（第66条において準用する場合を含む。）	審理手続の終結の通知			○								
		第51条第２項（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	裁決書の謄本の送付又は公示			○								
		第51条第４項（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	裁決書の謄本の送付			○								
		第52条第３項（第66条において準用する場合を含む。）	裁決に基づく処分の取消し等の公示			○								
		第52条第４項（第66条において準用する場合を含む。）	裁決に基づく処分の取消し等の通知			○								
		第53条（第61条及び第66条において準用する場合を含む。）	証拠書類等の返還			○								
		第81条第３項（第74条、第75条第１項、第76条及び第78条第１項を準用する場合で、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第２項の規定により読み替えて適用するものに限る。）	主張書面等の提出			○								
			意見の陳述の申立て			○								
			主張書面等の提出			○								
			提出資料の閲覧等			○								
		第85条	裁決等の内容その他処理状況の公表			○								
6	行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）	第３条	代表者等の資格の証明及び資格喪失の届出の受理			○								
7	埼玉県行政不服審査法関係手数料条例（平成27年埼玉県条例第65号）	第１条	提出書類等の写し等の交付手数料の受領			○								
		第２条	手数料の減免			○								

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
8	行政手続法（平成５年法律第88号）	第５条第１項	審査基準の設定			○								共通
		第５条第３項	審査基準の公表			○								
		第６条	標準処理期間の設定及び公表			○								
		第７条	申請の形式上の要件の不備の補正要求					○						
			申請の形式上の要件の不備による拒否		○									
		第８条第１項	拒否理由の提示		○									
		第９条	情報の提供			○								
		第10条	公聴会の開催等			○								
		第11条第２項	他の行政庁との相互連絡			○								
		第12条第１項	処分基準の設定及び公表			○								
		第14条	不利益処分の理由の提示			○			●					
		第15条第１項	聴聞の通知			○								
		第15条第４項（第31条において準用する場合を含む。）	公示による通知			○								
		第16条（第31条において準用する場合を含む。）	代理人資格証明書及び代理人資格喪失届の受理			○			●					
		第18条第１項	文書等の閲覧要求の受理			○								
		第18条第３項	文書等の閲覧の日時及び場所の指定			○								
		第19条第１項	主宰者の指名（公安委員に対するものを除く。）	○										
		第20条第６項	審理の公開の決定		○									
		第24条第３項	聴聞調書及び報告書の受理		○									
		第24条第４項	聴聞調書及び報告書の閲覧要求の受理				○							
			聴聞調書及び報告書の閲覧の許可		○									
			聴聞調書及び報告書の閲覧の不許可	○										
		第25条	聴聞の再開の命令		○									
		第29条第１項	口頭による弁明の決定		○				●					
			弁明書の受理			○			●					
		第29条第２項	証拠書類等の受理			○			●					
		第30条	弁明の機会の付与の通知			○			●					
9	聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第26号）	第３条第３項	主宰者の再指名（公安委員に対するものを除く。）		○									
		第９条第１項（第24条第２項において準用する場合を含む。）	聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更の申出の受理並びに聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更			○			●					
		第９条第３項（第24条第２項において準用する場合を含む。）	聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更の通知			○			●					
		第12条第１項	聴聞の審理の公開の通知並びに期日及び場所の公示			○								
		第19条第２項	聴聞調書等の閲覧の日時及び場所の指定並びにその通知			○								
		第21条第１項	弁明録取者の指名			○			●					
		第22条第３項	弁明調書の受理			○			●					
		第24条第１項（第11条第１項、第２項及び第３項を準用する場合）	提出物目録の作成			○			●					
			提出物目録の写しの交付			○			●					
			証拠書類等の返還			○			●					

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
10	埼玉県行政手続条例（平成８年埼玉県条例第65号）	第５条第１項	審査基準の設定			○								共通
		第５条第３項	審査基準の公表			○								
		第６条	標準処理期間の設定及び公表			○								
		第７条	申請の形式上の要件の不備の補正要求					○						
			申請の形式上の要件の不備による拒否		○									
		第８条第１項	拒否理由の提示		○									
		第９条	情報提供			○								
		第10条	公聴会の開催等			○								
		第11条第２項	他の行政庁との相互連絡			○								
		第12条第１項	処分基準の設定及び公表			○								
		第14条	不利益処分の理由の提示			○								
		第15条第１項	聴聞の通知			○								
		第15条第３項（第29条において準用する場合を含む。）	公示による通知			○								
		第16条（第29条において準用する場合を含む。）	代理人資格証明書及び代理人資格喪失届出書の受理			○								
		第18条第１項	文書等の閲覧請求の受理			○								
		第18条第３項	文書等の閲覧の日時及び場所の指定			○								
		第19条第１項	主宰者の指名（公安委員に対するものを除く。）	○										
		第20条第６項	審理の公開の決定		○									
		第24条第３項	聴聞調書及び報告書の受理		○									
		第24条第４項	聴聞調書及び報告書の閲覧要求の受理			○								
			聴聞調書及び報告書の閲覧の許可		○									
			聴聞調書及び報告書の閲覧の不許可	○										
		第25条	聴聞の再開の命令		○									
		第27条第１項	口頭による弁明の決定		○									
			弁明書の受理			○								
		第27条第２項	証拠書類等の受理			○								
		第28条	弁明の機会の付与の通知			○								
		第37条第１項、第２項及び第３項	文書等並びに聴聞調書及び報告書の写しの交付請求の受理			○								
11	埼玉県行政手続条例に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年埼玉県公安委員会規則第２号）	第３条第３項	主宰者の再指名（公安委員に対するものを除く。）		○									
		第９条第１項（第24条第２項において準用する場合を含む。）	聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更の申出の受理並びに聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更			○								
		第９条第３項（第24条第２項において準用する場合を含む。）	聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更の通知			○								
		第12条第１項	聴聞の審理の公開の通知並びに期日及び場所の公示			○								
		第19条第２項	聴聞調書等の閲覧の日時及び場所の指定並びにその通知			○								
		第22条第１項	弁明録取者の指名			○								
		第23条第３項	弁明調書の受理			○								
		第25条第１項（第11条第１項、第２項及び第３項を準用する場合）	提出物目録の作成			○								
			提出物目録の写しの交付			○								
			証拠書類等の返還			○								
12	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例施行規則（平成12年埼玉県公安委員会規則第５号）	第３条	関係書類の内容確認及び手数料の減免確定			○			○					
13	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年埼玉県条例第31号）	第３条第１項	警察署協議会委員への旅行命令						○					
			埼玉県留置施設視察委員会委員への旅行命令			○								
14	警察署協議会の委嘱等に関する規程（平成13年埼玉県公安委員会規程第８号）	第２条第３項	委嘱状の交付						○					
		第３条第１項	解嘱理由、弁明の機会の付与の通知及び弁明書の受理			○								
		第３条第３項	解嘱の通知						○					

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
15	埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）	第８条第１項	開示請求の受理			○								共通
		第８条第２項	開示請求書の補正			○								
		第14条第１項及び第２項	開示決定等の通知			○								
		第15条第２項	開示決定等の延長の決定及び通知			○								
		第15条第３項	開示決定等の特例延長の決定及び通知			○								
		第16条第１項	事案の移送の手続及び通知			○								
		第17条第１項	第三者に対する任意的意見書提出の機会の付与			○								
		第17条第２項	第三者に対する必要的意見書提出の機会の付与			○								
		第17条第３項	第三者からの反対意見書の受理及び第三者への通知			○								
		第18条第１項	開示の実施			○								
		第18条第３項	開示の実施方法の申出の受理			○								
		第18条第５項	再開示申出書の受理			○								
		第20条	写しの交付の費用の徴収			○								
		第21条	開示申出の手続			○								
		第24条第１項	審査会への諮問			○								
		第24条第３項	審査会へ諮問した旨の通知			○								
		第25条	第三者に対する通知			○								
		第26条第１項	開示決定等に係る公文書の提示			○								
		第26条第３項	指定する方法による資料の提出			○								
		第26条第４項	意見書等の提出			○								
		第27条第１項	意見の陳述の申立て			○								
		第28条	意見書等の提出			○								
		第30条第２項	意見書又は資料の閲覧			○								
		第30条第３項	意見の申立て			○								
		第35条	公文書検索資料の作成			○								
		第37条第２項	出資法人の情報公開に関する措置に係る指導			○								
		第37条第３項	審査会への意見聴取			○								
16	埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則（平成13年埼玉県公安委員会規則第14号）	第９条第１項	開示日時の変更申出の受理			○								
		第９条第３項	開示日時の変更申出の決定の通知			○								
		第10条	開示の中止等の命令			○								
		第11条第２項	開示の申出に対する通知			○								
		第12条	情報公開審査会へ諮問した旨の通知			○								
17	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	第13条	区域内の事業者等への支援			○								
		第14条	苦情の処理のあっせん等			○								
		第66条第１項	安全管理措置			○								
		第70条	保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求			○								
		第75条第１項	個人情報ファイル簿の作成及び公表			○								
		第77条第１項	開示請求の受理			○								
		第77条第３項	開示請求書の補正			○								
		第82条第１項及び第２項	開示決定等の通知			○								
		第83条第２項	開示決定等の延長の決定及び通知			○								
		第84条	開示決定等の特例延長の決定及び通知			○								
		第85条第１項	開示請求事案の移送の手続及び通知			○								
		第86条第１項	第三者に対する任意的意見書提出の機会の付与			○								
		第86条第２項	第三者に対する必要的意見書提出の機会の付与			○								
		第86条第３項（第107条第１項において準用する場合を含む。）	第三者からの反対意見書の受理及び第三者への通知			○								
		第87条第１項	開示の実施			○								
		第87条第３項	開示の実施方法等の申出の受理			○								
		第89条第２項	写しの交付の費用の徴収			○								
		第91条第１項	訂正請求の受理			○								
		第91条第３項	訂正請求書の補正			○								
		第92条	訂正の実施			○								
		第93条第１項及び第２項	訂正決定等の通知			○								
		第94条第２項	訂正決定等の延長の決定及び通知			○								

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
17	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	第95条	訂正決定等の特例延長の決定及び通知			○								共通
		第96条第１項	訂正請求事案の移送の手続及び通知			○								
		第97条	提供先への通知			○								
		第99条第１項	利用停止請求の受理			○								
		第99条第３項	利用停止請求書の補正			○								
		第100条	利用停止の実施			○								
		第101条第１項及び第２項	利用停止決定等の通知			○								
		第102条第２項	利用停止決定等の延長の決定及び通知			○								
		第103条	利用停止決定等の特例延長の決定及び通知			○								
		第105条第３項（同条第１項及び第２項を準用する場合）	審査会への諮問			○								
		第105条第３項（同条第１項及び第２項を準用する場合）	諮問した旨の通知			○								
		第111条	提案の募集			○								
		第112第２項（第118条第２項において準用する場合を含む。）	提案の受付			○								
		第114条（第118条第２項において準用する場合を含む。）	提案の審査及び通知			○								
		第115条（第118条第２項において準用する場合を含む。）	契約の締結			○								
		第116条	行政機関等匿名加工情報の作成等			○								
		第119条第３項及び第４項	手数料の徴収			○								
		第120条	契約の解除			○								
18	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）	第40条第３項	個人情報保護委員会への報告			○								
19	個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年埼玉県条例	第５条第１項	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知			○								
		第７条第２項	開示決定等の延長の決定及び通知			○								
		第15条第１項	開示決定等に係る保有個人情報の提示			○								
		第15条第３項	指定する方法による資料の提出			○								
		第17条第２項	提出資料の写しの送付に係る意見の申立て			○								
20	埼玉県公安委員会公印規程（昭和36年埼玉県公安委員会規程第２号）	第６条の２第１項	印影の印刷の承認			○								
		第６条の３第２項	電子印の使用又は廃止の承認			○								
		第７条第１項	公印の新調、改刻又は廃止の承認			○								

2　総務部

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
1	埼玉県留置施設視察委員会の委員の任命に関する規程（平成19年埼玉県公安委員会規程第２号）	第２条第３項	任命書の交付			○								留置管理課
		第３条第１項	解任理由、弁明の機会の付与の通知及び弁明書の受理			○								
		第３条第１項	解任の通知			○								

3　警務部

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
1	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)	第10条第１項	裁定申請の受理			○			○					警務課
		第12条第１項	仮給付金の支給の決定	○										
		第13条第１項	申請者等に対する指示			○			○					
		第13条第２項	裁定のために必要な照会及び報告の要求			○								
		第23条第５項	早期援助団体に対する改善命令	○										
2	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和55年国家公安委員会規則第６号)	第19条	損害賠償を受けた場合の届出の受理			○			○					警務課
		第20条第１項	給付金等の支給に関する処分の通知			○								
		第20条第２項	支払請求書の交付			○								
		第23条第２項	申請書に添付する書類の省略			○			○					
3	犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第１号）	第１条	指定申請の受理		○									警務課
		第２条	指定の公示			○								
		第３条第１項	名称等の変更届出書の受理			○								
		第３条第２項	事業規程及び情報管理規程の変更の承認			○								
		第３条第３項	名称等の変更の公示			○								
		第３条第４項	申請時提出書類の内容変更届出の受理			○								
		第８条第１項及び第２項	事業報告等の受理			○								
		第８条第３項	報告又は資料の提出要求			○								
		第９条	解任の勧告		○									
		第10条第１項	廃止届出書の受理			○								
		第10条第２項	指定取消し申請書の受理			○								
		第11条	指定等に関する意見聴取		○									
		第12条	指定取消しの公示			○								
4	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）	第６条第１項	裁定申請の受理			○			○					警務課
		第８条第１項	申請者等に対する指示			○			○					
		第８条第２項	裁定のために必要な照会及び報告の要求			○								
5	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号）	第２条第２項	申請書に添付する書類の省略			○			○					警務課
		第３条第１項	給付金の支給に関する処分の通知			○								
		第３条第２項	支払請求書の交付			○								
6	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）	第９条第１項	裁定申請の受理			○								警務課
		第13条第１項	申請者等に対する指示			○								
		第13条第２項	裁定のために必要な照会及び報告の要求			○								
7	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号）	第10条第１項	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する処分の通知			○								警務課
		第10条第２項	支払請求書の交付			○								
		第12条第２項	申請書に添付する書類の省略			○								
8	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）	第２条及び第２条の２	協力援助者の認定	○										警務課

4 生活安全部

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
1	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第12号）	第２条第１項	指定申請の受理			○								生活安全総務課
		第３条第１項	変更の届出の受理			○								
		第３条第２項	実施要領に掲げる事項の変更の承認			○								
			実施要領に掲げる事項の変更の不承認		○									
		第５条	事業計画書等の受理			○								
		第６条	登録業務に関する報告又は資料の提出要求		○									
		第７条	是正又は改善措置の勧告		○									
		第８条	登録業務の休廃止の承認			○								
			登録業務の休廃止の不承認		○									
		第10条	登録業務の廃止又は指定取消しに伴う書類等の受理			○								
2	古物営業法（昭和24年法律第108号）	第３条	古物営業の許可			○								保安課
		第５条第１項	許可申請書の受理								○			
		第５条第２項	許可証の交付								○			
		第５条第３項	不許可の通知			○								
		第５条第４項	許可証の亡失及び滅失の届出の受理及び再交付						○					
		第７条第１項及び第２項	変更の届出書の受理								○			
		第７条第５項	許可証の書換え　欠格事由調査を要するもの			○								
			許可証の書換え　上記以外のもの						○					
		第８条第１項及び第３項	返納許可証の受理								○			
		第10条第１項及び第３項	競り売りの届出の受理								○			
		第10条の２第１項	古物競りあっせん業者の開始届出書の受理								○			
		第10条の２第２項	古物競りあっせん業者に係る廃止及び変更届出書の受理								○			
		第13条第４項	管理者の解任の勧告			○								
		第21条の５	古物競りあっせん業者に係る認定			○								
		第21条の６	外国古物競りあっせん業者に係る認定			○								
		第22条第１項	立入警察職員の指定			○								
		第22条第２項	身分証明書の交付			○								
		第23条	古物商、古物市場主に対する指示			○								
		第25条第２項	聴聞の期日、場所等の通知及び公示			○								
		第26条	盗品等に関する情報の提供			○								
3	古物営業法施行規則（平成７年国家公安委員会規則第10号）	第４条第１項	再交付申請書の受理						○					保安課
		第４条の２	所在を確知できない古物商等の公告			○								
		第５条第９項	書換申請書の受理								○			
		第６条	変更後の規約の受理								○			
		第７条	返納理由書の受理								○			
		第12条第１項	行商従業者証及び標識の様式の承認			○								
		第12条第２項	行商従業者証及び標識の様式の承認等に係る団体の公示			○								
		第14条の２	仮設店舗営業の届出書の受理								○			
		第19条の４第１項	古物競りあっせん業者の認定申請書の受理								○			
		第19条の７第１項（第19条の12において準用する場合を含む。）	古物競りあっせん業者に係る認定の通知及び公示			○								
		第19条の７第２項（第19条の12において準用する場合を含む。）	古物競りあっせん業者に係る不認定の通知			○								
		第19条の９第２項	認定古物競りあっせん業者に係る業務実施方法変更届出書の受理								○			
		第19条の10第２項	認定古物競りあっせん業者に係る認定の公示			○								
		第19条の11第１項	外国古物競りあっせん業者の認定申請書の受理								○			
		第19条の13	認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止及び変更の届出書の受理								○			
		第19条の14第２項	認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の公示			○								
		第22条第１項	盗品売買等防止団体に係る承認申請書の受理			○								
		第24条第１項及び第２項	盗品売買等防止団体に係る承認又は不承認の通知及び承認した場合の公示			○								
		第25条第１項及び第３項	盗品売買等防止団体に係る変更届出書の受理及び公示			○								
		第25条第５項	盗品売買等防止団体に係る業務規程及び情報処理規程の変更の認可			○								
		第26条第１項及び第２項	盗品売買等防止団体に係る事業計画書及び収支予算書の受理			○								
		第27条	盗品売買等防止団体に係る是正又は改善の勧告			○								
		第28条第１項及び第３項	廃止届出書の受理及び公示			○								
		第29条第２項	盗品売買等防止団体に係る承認の取消しの公示			○								
		第30条	盗品等に関する情報の提供			○								

番号	根拠法令	条項	事務内容		専決権者										区分
					警察本部					警察署					
					本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
4	行商従業者等の様式の承認に関する規程（平成７年国家公安委員会告示第７号）	第２条	行商従業者証及び標識の様式の承認申請書の受理				○								保安課
		第５条	承認法人に対する資料の提出要求				○								
		第６条第１項	作成・交付事業の廃止届出の受理				○								
		第７条	承認の取消しの通知				○								
5	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）	第８条第１項	疑わしい取引の届出の受理				○			○					保安課
		第８条第４項	主務大臣への通知				○								
		第15条	報告又は資料の提出要求				○			○					
		第16条第１項	立入警察職員の指定及び立入検査の指示				○								
		第17条	特定事業者に対する指導、助言及び勧告				○			○					
		第18条	是正命令				○								
6	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第１号）	第33条第２項	身分証明書の交付				○								保安課
7	質屋営業法（昭和25年法律第158号）	第２条第１項	質屋営業の許可				○								保安課
		第３条第２項	意見聴取及び提出証拠の受理				○								
		第３条第３項	不許可の通知				○								
		第４条第１項	営業所の移転又は管理者の新設若しくは変更許可				○								
		第４条第２項	廃業、長期休業等の届出の受理									○			
		第４条第３項	死亡の届出の受理									○			
		第７条第２項	質物保管設備基準の公示				○								
		第８条第１項	許可証の交付									○			
		第８条第２項	許可証の書換え	欠格事由調査を要するもの			○								
				上記以外のもの						○					
		第８条第３項	許可証の亡失等の届出の受理									○			
		第８条第４項	許可証の再交付							○					
		第９条	返納許可証の受理									○			
		第26条第２項	聴聞の期日、場所等の通知及び公示				○								
		第27条	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理				○								
		第28条第３項第１号及び第５項	質置主の保護に関する特例の承認				○								
		第28条第６項	質置主の保護に関する特例の不承認の通知				○								
8	質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）	第１条第１項	許可申請書の受理							○					保安課
		第４条第１項	営業所の移転許可申請書の受理							○					
		第５条	管理者の新設又は変更許可申請書の受理							○					
		第７条第３項	営業再開の届出の受理									○			
		第９条	質物保管設備変更の届出の受理							○					
		第12条	許可証の書換え申請の受理									○			
		第14条	許可証の再交付申請書の受理							○					
9	警備業法（昭和47年法律第117号）	第４条	警備業の認定				○								保安課
		第５条第１項（第７条第４項において準用する場合を含む。）	認定申請書及び認定更新申請書の受理							○					
		第５条第２項	認定の通知									○			
		第５条第３項	認定しない旨の通知				○								
		第７条第２項	認定の更新				○								保安課
		第７条第３項	更新しない旨の通知				○								
		第９条	営業所の届出書等の受理									○			
		第10条第１項	警備業廃止届出書の受理									○			
		第11条第１項（第16条第３項及び第17条第２項において準用する場合を含む。）	変更届出書の受理									○			
		第11条第２項	他の公安委員会への通知				○								
		第16条第２項（第17条第２項において準用する場合を含む。）	服装及び護身用具の届出書の受理									○			

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
9	警備業法（昭和47年法律第117号）	第22条第２項	警備員指導教育責任者資格者証の交付			○								保安課
			警備員指導教育責任者資格者講習の実施			○								
			警備員指導教育責任者資格の認定			○								
		第22条第５項（第23条第５項及び第42条第３項において準用する場合を含む。）	警備指導教育責任者資格者証、合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証の書換え			○								
		第22条第６項（第23条第５項及び第42条第３項において準用する場合を含む。）	警備指導教育責任者資格者証、合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証の再交付			○								
		第22条第８項	現任指導教育責任者講習の実施			○								
		第23条第１項	警備員等に対する検定の実施			○								
		第23条第４項	合格証明書の交付			○								
		第40条	機械警備業務の届出書の受理								○			
		第41条	機械警備業務の廃止等の届出書の受理								○			
		第42条第２項	機械警備業務管理者資格者証の交付			○								
			機械警備業務管理者講習の実施			○								
			機械警備業務管理者資格の認定			○								
		第46条	業務の状況に関する報告及び資料の提出要求			○								
		第47条第１項	立入警察職員の指定及び立入検査の指示			○								
		第47条第２項	身分証明書の交付			○								
		第48条	警備業者に対する指示（警備員を警備業務に従事させない措置について指示する場合を除く。）			○								
		第50条第２項	聴聞の期日、場所等の通知および公示			○								
		第50条第５項	参考人、関係人の出頭要求（公安委員会が主宰する場合に限る。）			○								
10	警備業法施行規則（昭和58年総理府令第１号）	第39条第３項	兼任指導教育責任者の承認			○								保安課
		第42条第１項（第63条第１項を準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の交付申請書の受理								○			
		第43条第１項（第63条第１項において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の書換え申請書の受理								○			
		第43条第３項（第63条第１項において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の再交付申請書の受理								○			
		第44条第１項	警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証の返納命令書の交付						○					
		第44条第２項	返納警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証の受理								○			
11	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第２号）	第２条（第13条において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施期日及び場所等の公示			○								保安課
		第４条（第13条において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の受講申込書の受理			○								
		第６条第１項	警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対する指導教育責任者講習の実施			○								
		第６条第２項	警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対する指導教育責任者講習受講申込書の受理			○								
		第７条第１項	警備員指導教育責任者講習の修了証明書の交付			○								
		第７条第２項（第12条第２項において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者講習修了証明書及び機械警備業務管理者講習修了証明の再交付申請書の受理及び再交付 受理								○			
			再交付			○								
		第10条	現任指導教育責任者講習の通知			○								
		第12条第１項	機械警備業務管理者講習修了証明書の交付			○								
12	警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）	第６条第３項	検定実技試験員の指定			○								保安課
		第７条	検定の実施期日及び場所等の公示			○								
		第８条第１項第２号	１級検定受検資格者の認定			○								
		第９条第１項	検定申請書の受理								○			
		第10条	受検票の交付			○								
		第11条	成績証明書の交付			○								
		第12条第１項	成績証明書の書換え申請書の受理								○			
			成績証明書の書換え			○								
		第12条第２項	成績証明書の再交付申請書の受理								○			
			成績証明書の再交付			○								

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
12	警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）	第14条第１項	合格証明書交付申請書の受理								○			保安課
		第15条第１項	合格証明書の書換え申請書の受理								○			
			合格証明書の書換え			○								
		第15条第３項	合格証明書の再交付申請書の受理								○			
			合格証明書の再交付			○								
13	機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年埼玉県公安委員会規則第１号）	第２条	即応体制の特例を適用する警備業対象施設の認定申請書の受理								○			保安課
			即応体制の特例を適用する警備業対象施設の認定			○								
14	警備業法第51条の規定による医師の指定に関する規則（平成16年埼玉県公安委員会規則第７号）	第１条	医師の指定			○								保安課
		第２条	医師の指定の公示			○								
15	不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）	第９条第１項	不正アクセス行為に係る援助			○								サイバー捜査課
		第９条第２項	事例分析の委託の要否の判断			○								
		第９条第５項	不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及			○								サイバー対策課
16	不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成11年国家公安委員会規則第12号）	第１条第２項	援助に必要な書類の提出要請			○								サイバー捜査課
		第２条	申出の相当性の判断			○								
		第３条	事例分析の委託先の選定			○								
		第４条	参加人許可申請書の受理			○								
		第５条	補佐人出頭許可申請書の受理			○								
		第６条	参考人出頭申出書の受理			○								
		第７条	意見聴取の通知			○								
		第８条第２項	意見の聴取期日・場所変更申出書の受理			○								
		第８条第３項	意見の聴取期日・場所変更の通知			○								
		第９条	文書閲覧請求書の受理			○								
		第10条第１項及び第２項	提出物目録の作成及び写しの交付			○								
		第10条第３項	還付請書の受理			○								
		第14条	意見の聴取続行・再開の通知			○								
		第16条	意見の聴取調書の受理		○									
		第17条	意見の聴取報告書の受理		○									
		第18条	意見の聴取調書等閲覧請求書の受理			○								
17	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）	第11条	錠取扱業者の団体への援助			○								生活安全総務課
18	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	第４条第１項	探偵業開始届出書の受理						○					保安課
		第４条第２項	探偵業廃止届出書及び探偵業変更届出書の受理						○					
		第13条第１項	報告及び資料提出の要求						○					
		第13条第２項	身分証明書の交付			○								
		第14条	探偵業者に対する指示			○								
		第15条	営業停止命令書等の交付						○					
19	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	第７条第１項	事業開始届出書の受理						○					保安課
		第７条第２項	事業廃止届出書及び届出事項変更届出書の受理						○					
		第13条及び第15条第２項第１号	事業者に対する指示			○								
		第13条、第14条及び第15条第２項第２号	事業者に対する命令書等の交付						○					
		第15条第１項及び第２項（同条第３項において準用する場合を含む。）	処分移送通知書の送付及び受理			○								
		第16条	事業者に対する報告又は資料の提出要求			○								
		第17条第１項	国家公安委員会に対する報告			○								
			国家公安委員会からの通報の受理			○								
		第17条第２項	他の都道府県公安委員会への通報及び受理			○								
		第20条	登録誘引情報提供機関に対する情報提供			○								
20	少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第２号）	第２条第２項	氏名及び連絡先の周知の措置			○								少年課

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
20	少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第２号）	第８条	解嘱の理由の通知			○								少年課
21	少年指導委員に関する規程（平成18年埼玉県公安委員会規程第10号）	第２条第４項	少年指導委員の辞職			○								少年課
22	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)	第19条第１項	運搬届出の受理及び運搬証明書の交付						○					保安課
		第19条第２項及び第３項	運搬、積載等についての指示及び運搬証明書への記載						○					
		第19条第４項（第17条第６項、第７項及び第８項を準用する場合）	運搬証明書の有効期間の指定								○			
			運搬証明書の記載事項変更の届出の受理及び書換え								○			
			証明書の再交付申請の受理及び再交付						○					
			返納運搬証明書の受理								○			
		第19条第５項	公安委員会相互の連絡			○								
		第43条第２項	立入検査の指示			○			○					
		第45条	運搬又は猟銃用火薬類等の消費に係る緊急措置命令			○			○					
		第48条第１項	許可の条件付加						○					
		第50条の２（第17条及び第25条の規定を準用する場合）	猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受けの許可						○					
			猟銃用火薬類等の消費の許可						○					
			許可証の交付、有効期間の指定						○					
			許可証の記載事項変更の届出の受理及び書換え								○			
			許可証の再交付申請の受理及び再交付						○					
			返納許可証の受理								○			
		第52条第１項	知事に対する意見提出		○									
		第52条第２項	知事等からの通報の受理			○								
		第52条第４項	知事等に対する措置要請			○								
23	狩猟用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）	第２条	譲渡許可申請書の受理								○			保安課
		第３条第１項	譲受許可申請書の受理								○			
		第８条	許可証の記載欄の追加届出の受理及び追加								○			
		第11条第１項	消費許可申請書の受理								○			
		第11条第２項	消費許可書の交付及び変更届の受理								○			
		第14条	台帳への登載及び異動事項の整理								○			
24	武器等製造法（昭和28年法律第145号）	第28条第１項	経済産業大臣又は知事からの通報の受理			○								保安課
25	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）	第３条第１項第11号から第15号まで	銃砲刀剣類製造等を業とする者の届出の受理								○			保安課
		第３条第２項	作業従事者の届出の受理								○			
		第３条第３項及び第３条の２第２項	使用人の届出の受理								○			
		第４条第１項及び第５項	所持の許可（第４条第１項第１号の新規所持許可を除く。）			○								
			第４条第１項第１号の新規所持許可		○									
		第４条第２項	許可の条件の付加（第４条第１項第１号の新規所持許可に係るものを除く。）及びその変更			○								
			第４条第１項第１号の新規所持許可の条件の付加		○									
		第４条の２第１項（第５条の４第３項において準用する場合を含む。）	所持許可申請書及び技能検定申請書の受理								○			
		第４条の３第１項	認知機能検査の実施						○					
		第４条の３第２項	受診命令						○					
		第４条の４第１項	銃砲等又は刀剣類の確認								○			
		第４条の４第２項	猟銃等への番号又は記号の打刻命令			○								
		第４条の４第３項	クロスボウへの番号又は記号の表示措置命令			○								
		第５条の３第１項	猟銃等取扱講習会の開催		○									
		第５条の３第２項	講習修了証明書の交付			○								
		第５条の３第３項、第５条の３の２第３項（第５条の４第３項、第５条の５第３項、第９条の５第４項、第９条の10第３項及び第９条の14第３項において準用する場合を含む。）及び第９条の16第１項	講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格講習修了証明書及びクロスボウ射撃資格認定証の再交付又は書換え申請書の受理並びに再交付又は書換え						○					
		第５条の３第４項及び第５条の３の２第４項（第９条の14第３項において準用する場合を含む。）	講習開催事務の一部委託			○								
		第５条の３の２第１項	クロスボウ取扱い講習会の開催			○								
		第５条の３の２第２項	講習修了証明書の交付						○					

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
25	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第５条の４第１項	猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施		○									保安課
		第５条の４第２項	合格証明書の交付			○								
		第５条の５第１項	技能講習の実施						○					
		第５条の５第２項	技能講習修了証明書の交付						○					
		第５条の５第４項	技能講習事務の一部委託			○								
		第７条第１項	許可証の交付								○			
		第７条第２項（第９条の13第３項において準用する場合を含む。）	許可証及び年少射撃資格認定証の記載事項変更、亡失等の届出受理及び書換え又は再交付						○					
		第７条の３第１項及び第２項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新申請の受理								○			
			猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新			○								
		第８条第２項、第４項及び第５項並びに第９条第３項	返納許可証の受理								○			
		第８条第３項	許可証の記載事項のまつ消及びその届出の受理								○			
		第８条第７項	許可の失効に係る銃砲刀剣類の提出命令、仮領置						○					
		第８条第８項	許可の失効に係る銃砲刀剣類の返還申請の受理及び返還						○					
		第８条第９項及び第10項（第８条の２第４項、第９条の８第５項、第９条の12第４項、第11条第11項、第11条の２第６項、第24条の２第８項及び第27条第３項において準用する場合を含む。）	仮領置銃砲刀剣類等の売却又は廃棄及び売却代金の交付						○					
		第８条の２第２項	許可の失効に係る拳銃部品の提出命令及び仮領置						○					
		第８条の２第３項	許可の失効に係る拳銃部品の返還申請の受理及び返還						○					
		第９条の２第１項	指定射撃場の指定申請の受理			○								
		第９条の３第１項	猟銃等射撃指導員の指定申請の受理								○			
			猟銃等射撃指導員の指定		○									
		第９条の３第２項	猟銃等射撃指導員の指定の解除		○									
		第９条の３の２第１項	クロスボウ射撃指導員の指定申請の受理								○			
			クロスボウ射撃指導員の指定		○									
		第９条の３の２第２項	クロスボウ射撃指導員の指定の解除		○									
		第９条の４第１項	教習射撃場の指定申請の受理								○			
		第９条の４第２項（第９条の９第２項において準用する場合を含む。）	教習射撃指導員及び練習射撃指導員の選任又は解任届出の受理			○								
		第９条の５第２項	教習資格の認定申請の受理								○			
			教習資格の認定			○								
			教習資格認定証の交付								○			
		第９条の５第３項（第９条の３の２第２項及び第９条の10第３項において準用する場合を含む。）	返納教習資格認定証、練習資格認定証及びクロスボウ射撃資格認定証の受理								○			
		第９条の６第２項（第９条の11第２項において準用する場合を含む。）	教習用備付け銃及び練習用備付け銃の届出又は変更届出の受理								○			
		第９条の６第３項（第９条の11第２項において準用する場合を含む。）	教習用備付け銃及び練習用備付け銃の打刻命令			○								
		第９条の７第３項（第９条の11第２項、第10条の６第６項及び第10条の８第２項において準用する場合を含む。）	銃砲等の受理に関する必要措置命令			○								
		第９条の８第３項	教習射撃場の指定解除に係る教習用備付け銃の提出命令及び仮領置						○					
		第９条の８第４項	教習射撃場の指定解除に係る教習用備付け銃の返還申請の受理及び返還						○					
		第９条の９第１項	練習射撃場の指定申請の受理								○			
		第９条の10第２項	射撃練習資格認定申請の受理								○			
			射撃練習資格の認定			○								
			射撃練習資格認定証の交付								○			
		第９条の12第２項	練習射撃場の指定解除に係る練習用備付け銃の提出命令及び仮領置						○					
		第９条の12第３項	練習射撃場の指定解除に係る練習用備付け銃の返還申請の受理及び返還						○					
		第９条の13第１項	年少射撃資格の認定申請の受理			○								
		第９条の13第２項	年少射撃資格認定証の交付								○			
		第９条の14第１項	年少射撃資格の認定のための講習会の開催		○									
		第９条の14第２項	年少射撃資格講習修了証明書の交付			○								
		第９条の16第１項	クロスボウ射撃資格認定申請の受理								○			
			クロスボウ射撃練習資格の認定			○								
			クロスボウ射撃練習資格認定証の交付								○			
		第10条の６第１項	銃砲等の保管状況に関する報告徴収								○			

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
25	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第10条の６第２項	立入検査の指示						○					保安課
		第10条の８第１項	猟銃等保管業の届出			○								
		第10条の８第４項	猟銃等保管業廃止の届出の受理			○								
		第10条の８の２第１項	クロスボウ保管業の届出			○								
		第10条の８の２第４項	クロスボウ保管業廃止の届出の受理			○								
		第10条の９第１項及び第２項	必要な措置の指示		○									
		第11条第５項第２号	用途変更の措置			○								
		第11条第７項、第８項及び第９項	許可の取消しに係る銃砲刀剣類の提出命令及び仮領置						○					
		第11条第10項	許可の取消しに係る銃砲刀剣類の返還申請の受理及び返還						○					
		第11条の２第１項及び第３項	許可の取消しに係る拳銃部品の提出命令及び仮領置						○					
		第11条の２第２項	調査のための拳銃部品の保管中における仮領置						○					
		第11条の２第４項	許可の取消しに係る拳銃部品の返還申請の受理及び返還						○					
		第12条第１項	聴聞の期日、場所等の通知及び公示			○								
		第12条の３	報告徴収及び指定医師による受診の命令			○								
		第13条	銃砲刀剣類の所持の検査の指示						○					
		第13条の２	公務所等への照会			○			○					
		第13条の３第１項	調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令及び保管						○					
		第13条の３第２項	銃砲等又は刀剣類の返還						○					
		第13条の３第３項	拳銃部品の提出命令及び保管						○					
		第13条の３第４項	拳銃部品の返還						○					
		第13条の４	公安委員会相互の連絡			○			○					
		第14条第４項、第16条第２項、第17条第３項及び第18条の２第３項	都道府県教育委員会からの登録銃砲等に関する通知の受理			○								
		第21条の３第１項第４号	準空気銃の製造又は輸出の届出の受理								○			
		第22条の２第１項（第22条の３第２項において準用する場合を含む。）	輸出用模造拳銃及び模擬銃器の製造又は輸出を業とする者の届出受理								○			
		第27条第１項	銃砲刀剣類の拠出命令	○										
		第27条の２第１項	指定射撃場等の設置者等に対する報告徴収			○								
		第27条の２第２項	立入検査の指示			○								
		第28条の２第１項	猟銃安全指導委員の委嘱		○									
		第28条の２第６項	猟銃安全指導委員研修会の開催			○			○					
26	銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）	第５条第３号	危害予防条件の設定			○								保安課
		第21条第２項	猟銃等取扱い講習会開催に関する必要事項の公表			○								
		第24条第２項	クロスボウ取扱い講習会開催に関する必要事項の公表			○								
		第27条第１項	技能検定実施の日時、場所等の通知								○			
		第31条第２項	許可期間の延長			○								
		第41条第１項	銃砲等の確認に係る通知及び通知の受理			○			○					
		第41条第２項	許可証の書換えに係る通知及び通知の受理			○			○					
		第41条第３項	外国人の許可証の書換え又は再交付に係る通知及び通知の受理			○			○					
		第41条第４項	外国人の許可証の返納に係る通知及び通知の受理			○			○					
		第41条第５項	猟銃等販売業者等からの許可証の返納に係る通知及び通知の受理			○			○					
27	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第４条第２項	銃砲刀剣類製造等の変更届出の受理								○			保安課
		第４条第３項	銃砲刀剣類製造等の届出又は変更届出の届出書の交付								○			
		第４条第４項	事業の廃止届出の受理								○			
		第５条第２項及び第６条第２項	届出済証明書の交付								○			
		第６条第３項（第５条第３項において準用する場合を含む。）	使用人及び作業従事者の変更届出の受理								○			
		第６条第５項（第５条第３項において準用する場合を含む。）	届出済証明書の亡失、盗難等の届出の受理及び再交付								○			
		第12条第２項	推薦取消し通知書の受理						○					
		第18条	打刻命令書の交付			○						○		
		第20条	猟銃等講習受講申込書の受理									○		
		第26条	技能講習受講申込書の受理									○		
		第30条	許可期間の延長申請書の受理									○		
		第32条	許可証書換申請書の受理									○		
		第33条	許可証再交付申請書の受理									○		
		第35条	新許可証の交付及び写真の受理						○					
		第36条	許可証等返納届出書の受理									○		
		第38条	仮領置書の交付						○					
		第44条	射撃指導員指定書の交付									○		
		第45条	射撃指導員指定解除通知書の交付									○		

		第46条	射撃指導員の氏名等の変更の届出の受理								○			

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
27	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第51条（第65条において準用する場合を含む。）	教習射撃場及び練習射撃場の指定通知書の交付								○			保安課
		第53条（第67条において準用する場合を含む。）	教習射撃指導員及び練習射撃指導員の解任命令書の交付								○			
		第54条（第68条において準用する場合を含む。）	教習射撃場及び練習射撃場の変更届出の受理								○			
		第61条（第74条において準用する場合を含む。）	教習射撃場及び練習射撃場の指定解除通知書の交付								○			
		第75条	年少射撃資格認定申請書の受理						○					
		第80条	年少射撃資格の認定のための講習会受講申込書の受理			○								
		第90条第２項	猟銃等保管業の変更届出の受理			○								
		第90条第３項	猟銃等保管業届出又は変更届出の届出書の交付			○								
		第90条第４項	猟銃等保管業の廃止届出の受理			○								
		第93条	猟銃等保管業廃止等命令書の交付								○			
		第94条	使用実績報告書の受理								○			
		第100条第２項	準空気銃の製造等の変更届出の受理								○			
		第100条第３項	準空気銃の製造等届出又は変更届出の届出書の交付								○			
		第100条第４項	準空気銃の製造等の廃止届出の受理								○			
		第102条第３項	模造拳銃模擬銃器の製造等の変更届出の受理								○			
		第102条第４項	模造拳銃模擬銃器の製造等の届出又は変更届出の届出書の交付								○			
		第102条第５項	模造拳銃模擬銃器の製造等の廃止届出の受理								○			
		第113条	銃砲刀剣類の提出命令書の交付								○			
		第117条	台帳への登載及び異動事項の受理								○			
28	指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）	第11条	指定通知書の交付			○								保安課
		第13条	変更届出の受理			○								
		第14条	指定解除通知書の交付			○								
29	猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）	第６条第１項及び第２項	猟銃安全指導委員証等の交付			○								保安課
30	銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則（平成21年埼玉県公安委員会規則第４号）	第１条	医師の指定			○								保安課
		第２条	医師の指定の公示			○								
31	射撃指導員に関する規程（平成29年埼玉県公安委員会規程第３号）	第３条第１項	射撃指導員資格者証の貸与								○			保安課
32	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	第３条第１項	風俗営業の許可			○								保安課
		第３条第２項（第31条の23において準用する場合を含む。）	風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可の条件の付加及び変更			○								
		第５条第１項（第31条の23において準用する場合を含む。）	許可申請書の受理						○					
		第５条第２項（第31条の23において準用する場合を含む。）	許可証の交付								○			
		第５条第３項（第31条の23において準用する場合を含む。）	不許可の通知			○								
		第５条第４項（第31条の23において準用する場合を含む。）	許可証の亡失及び滅失の届出の受理及び再交付						○					
		第７条第１項（第31条の23において準用する場合を含む。）	相続承認申請の受理及び承認			○								
			相続の不承認			○								
		第７条第５項（第31条の23において準用する場合を含む。）	相続に係る許可証の書換え								○			
		第７条第６項（第31条の23において準用する場合を含む。）	相続不承認に係る返納許可証の受理								○			
		第７条の２第１項（第31条の23において準用する場合を含む。）	法人の合併の承認			○								
			法人の合併の不承認			○								
		第７条の２第３項（第31条の23において準用する場合を含む。）	法人の合併に係る許可証の書換え								○			

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
32	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	第７条の３第１項（第31条の23において準用する場合を含む。）	法人の分割の承認			○								保安課
			法人の分割の不承認			○								
		第７条の３第３項（第31条の23において準用する場合を含む。）	法人の分割に係る許可証の書換え								○			
		第９条第１項（第20条第10項又は第31条の23において準用する場合を含む。）	営業所の構造若しくは設備の変更又は遊技機の増設、交替その他の変更の承認						○					
			営業所の構造若しくは設備の変更又は遊技機の増設、交替その他の変更の不承認			○								
		第９条第３項（第20条第10項又は第31条の23において準用する場合を含む。）及び第９条第５項（第31条の23において準用する場合を含む。）	変更届出書の受理								○			
		第９条第４項（第31条の23において準用する場合を含む。）	許可証の書換え						○					
		第10条第１項（第31条の23において準用する場合を含む。）及び第３項（第31条の23において準用する場合を含む。）	返納許可証の受理								○			
		第10条の２第１項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の認定			○								
			特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の不認定			○								
		第10条の２第２項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者に係る認定申請書の審査			○								
		第10条の２第３項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者に係る認定証の交付								○			
		第10条の２第４項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の不認定の通知			○								
		第10条の２第５項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者に係る認定証の亡失及び滅失の届出の受理及び再交付						○					
		第10条の２第６項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し			○								
		第10条の２第７項（第31条の23において準用する場合を含む。）及び第９項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者に係る認定証の返納の受理								○			
		第20条第２項	遊技機の認定			○								
			遊技機の不認定			○								
		第20条第４項	遊技機の型式の検定			○								
		第24条第５項（第31条の23において準用する場合を含む。）	管理者の解任の勧告		○									
		第24条第６項（第31条の23において準用する場合を含む。）	管理者講習の実施			○								
		第24条第７項（第31条の23において準用する場合を含む。）	管理者講習の通知					○						
		第25条、第29条、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号、第31条の９第１項、第31条の11第２項第１号、第31条の14、第31条の19、第31条の24、第34条第１項、第35条の４第１項及び第４項第１号	風俗営業者等に対する指示						○					
		第27条第１項	店舗型性風俗特殊営業の開始届出書の受理						○					
		第27条第２項（第31条の12第２項において準用する場合を含む。）	店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の廃止届出書及び変更届出書の受理								○			
		第27条第４項（第31条の12第２項において準用する場合を含む。）	店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の届出確認書の交付								○			
		第27条第４項(第31条の12第２項において準用する場合を含む。）	店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の届出確認書の不交付通知			○								
		第31条第１項及び第31条の16第１項	標章のはり付け								○			

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
32	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	第31条第２項、第３項、第31条の16第２項及び第３項	標章の除去申請の受理						○					保安課
			標章の除去の承認			○								
			標章除去の不承認			○								
		第31条の２第１項	無店舗型性風俗特殊営業の開始届出書の受理						○					
		第31条の２第２項（第31条の７第２項及び第31条の17第２項において準用する場合を含む。）	無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業の廃止及び変更届出書の受理								○			
		第31条の２第４項（第31条の７第２項及び第31条の17第２項において準用する場合を含む。）	無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業の届出確認書の交付								○			
		第31条の２第４項	無店舗型性風俗特殊営業（受付所営業）の不交付通知			○								
		第31条の４第２項及び第31条の19第２項	はり紙、はり札、立看板の除却						○					
		第31条の６第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）、第31条の11第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）、第31条の21第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）及び第35条の4第３項（同条第５項において準用する場合を含む。）	処分結果通知書の送付及び受理			○								
		第31条の7第１項	映像送信型性風俗特殊営業の開始届出書の受理						○					
		第31条の９第２項	自動公衆送信装置設置者に対する勧告			○								
		第31条の９第３項	総務大臣との協議		○									
		第31条の10及び第31条の11第２項第２号	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する措置命令						○					
		第31条の12第１項	店舗型電話異性紹介営業の開始届出書の受理						○					
		第31条の17第１項	無店舗型電話異性紹介営業の開始届出書の受理						○					
		第31条の22	特定遊興飲食店営業の許可			○								
		第33条第１項	深夜における酒類提供飲食店営業の開始届出書の受理						○					
		第33条第２項	深夜における酒類提供飲食店営業の廃止又は変更の届出書の受理								○			
		第37条第１項	報告及び資料の提出要求			○			○					
		第37条第２項	立入警察職員の指定及び解除			○								
		第37条第３項	身分証明書の交付			○								
		第38条第１項	少年指導委員の委嘱		○									少年課
		第38条第５項	少年指導委員に対する研修の実施			○			○					
		第38条の２第２項	少年指導委員に対する立入りの指示						○					
		第39条第１項	風俗環境浄化協会の指定	○										保安課
		第41条第２項	聴聞の期日、場所等の通知及び公示			○								
		第41条の３第１項	国家公安委員会への報告					○						
			国家公安委員からの通報の受理					○						
		第41条の３第２項	他の都道府県公安委員会への通報及び受理					○						
		第42条	所轄庁への停止の通知					○						
		第44条	風俗営業者の団体等の届出の受理						○					
33	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第１号）	第６条の４第２項及び第74条の３	聴聞決定予定日通知書による通知						○					保安課
		第10条第２項及び第３項並びに第78条第２項	許可の通知及び管理者証の交付								○			
		第12条及び第80条	許可証の再交付申請の受理								○			
		第14条第１項及び第82条	法人の合併承認申請書の受理								○			
		第15条第１項及び第83条	法人の分割承認申請の受理								○			
		第16条（第22条において準用する場合を含む。）及び第84条	承認及び不承認の通知			○								
		第17条（第22条において準用する場合を含む。）及び第85条	書換え申請の受理								○			
		第19条第１項及び第87条第１項	変更承認申請の受理								○			
		第20条第４項及び第88条第４項	管理者証の書換え						○					
		第26条第２項及び第94条第２項	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者に係る認定の通知及び認定証の交付								○			
		第40条第１項及び第97条第４項	管理者講習通知書による通知			○								

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
33	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第１号）	第40条第２項及び第97条第４項	管理者講習を受講させることができない旨及びその理由を記載した書面の受理								○			保安課
		第45条（第55条第２項、第61条第２項、第66条第２項及び第72条第２項において準用する場合を含む。）	店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業の届出確認書再交付申請書の受理								○			
		第110条	風俗環境保全協議会の委員の委嘱		○									
34	風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第３号）	第１条第１項	指定申請書の受理			○								保安課
		第２条	名称等の公示			○								
		第３条第１項	名称等の変更届出の受理			○								
		第３条第２項	名称等の変更の公示			○								
		第５条第１項	事業計画書等の受理			○								
		第５条第２項	事業報告書等の受理			○								
		第５条第３項	報告又は資料の提出要求			○								
		第７条	指定の取消しの公示			○								
35	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号）	第１条第１項	認定申請書の受理						○					保安課
		第２条第１項	認定に関する試験の実施			○								
		第２条第２項	認定試験期間に対する試験実施及び結果報告要求			○								
		第２条第３項	遊技機又はその部品の提出要求			○								
		第３条第２項	認定の通知			○								
		第３条第３項	不認定の通知			○								
		第５条第２項	認定の取消しの通知			○								
		第７条第１項	検定申請書の受理			○								
		第７条の２第２項	確認申請書の受理			○								
		第７条の２第３項	確認証明書の交付			○								
		第７条の２第４項	変更届出書の受理			○								
		第７条の２第５項	廃止届出書の受理			○								
		第７条の２第７項	確認取消の通知			○								
		第８条第１項	検定に関する試験の実施			○								
		第８条第２項	指定試験機関に対する再試験の実施及び結果報告要求			○								
		第８条第３項	遊技機の部品の提出要求			○								
		第９条第１項	検定（適合）の通知及び公示			○								
		第９条第２項	検定（不適合）の通知			○								
		第11条第３項	検定の取消しの通知及び公示			○								
36	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の２の規定による医師の指定に関する規則（平成16年埼玉県公安委員会規則第８号）	第１条	医師の指定			○								保安課
		第２条	医師の指定の公示			○								
37	風俗環境保全協議会の委員の委嘱に関する規程（平成28年埼玉県公安委員会規程第８号）	第３条	風俗環境保全協議会委員の解嘱		○									保安課
38	消防法（昭和23年法律第186号）	第11条第７項	市町村長等からの危険物許可の通報の受理			○								保安課
39	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	第74条第１項	知事からの通報の受理			○								保安課
40	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	第59条第５項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付			○								保安課
		第59条第６項	運搬の日時、経路その他内閣府令で定める事項の指示（核燃料物質の防護に係るものを除く。）			○								
		第59条第７項	運搬証明書への指示事項の記載（核燃料物質の防護に係るものを除く。）			○								
		第59条第９項	記載事項変更届出の受理及び書換え					○						
		第59条第10項	運搬証明書再交付申請の受理及び再交付					○						
		第59条第13項	返納運搬証明書の受理					○						
			公安委員会相互の連絡（核燃料物質の防護に係るものを除く。）			○								
		第67条	報告の徴収			○								
		第68条第１項	立入検査の指示（核燃料物質の防護に係るものを除く。）			○			○					
41	核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和53年総理府令第48号）	第８条	報告の徴収			○			○					保安課

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
42	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）	第18条第５項	運搬の届出の受理			○								保安課
		第18条第６項	運搬の日時、経路その他内閣府令で定める事項の指示			○								
		第18条第10項	公安委員会相互の連絡			○								
		第42条第１項	報告の徴収			○			○					
		第43条の２第１項	立入検査の指示			○			○					
43	放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号）	第２条第４項	届出書及び変更届出書の交付			○								保安課
		第３条第３項	指示書の交付			○								
44	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成７年法律第65号）	第17条第１項	運搬届出の受理及び運搬証明書の交付			○								保安課
		第17条第２項	運搬の日時、経路その他公安委員会規則で定める事項の指示			○								
		第17条第３項	運搬証明書への指示事項の記載			○								
		第17条第５項	運搬証明書の書換え			○								
			運搬証明書再交付申請の受理及び再交付			○								
			返納運搬証明書の受理			○								
			公安委員会相互の連絡			○								
		第32条第１項	報告の徴収			○			○					
		第33条第２項	立入検査の指示			○			○					
45	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成７年政令第192号）	第３条の２	運搬証明書書換え申請の受理及び書換え					○						保安課
		第３条の３	運搬証明書の喪失等届出の受理及び再交付					○						
		第３条の４	返納運搬証明書の受理					○						
		第３条の５	公安委員会相互の連絡			○								
46	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第56条の27第１項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付			○								保安課
		第56条の27第２項	運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める必要な指示			○								
		第56条の27第３項	運搬証明書への指示事項の記載			○								
		第56条の27第７項	公安委員会相互の連絡			○								
		第56条の30	報告の聴取			○			○					
		第56条の31	立入検査の指示			○			○					
47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）	第21条	運搬証明書書換え申請の受理及び書換え					○						保安課
		第22条	運搬証明書再交付申請の受理及び書換え					○						
		第23条	返納運搬証明書の受理					○						
		第24条	公安委員会相互の連絡			○								
48	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）	第87条第１項	知事からの通報の受理			○								保安課
49	埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（令和２年埼玉県条例第29号）	第３条第１項	ヤード内自動車等関連事業届出書の受理						○					保安課
		第３条第２項	ヤード内自動車等関連事業届出事項変更届出書の受理								○			
		第３条第３項	ヤード内自動車等関連事業休止等届出書の受理								○			
		第11条第１項	立入警察職員の指定及び解除			○								
		第11条第２項	身分証明書の交付			○								
50	盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和７年法律第75号）	第３条第１項	営業開始届出書の受理						○					保安課
		第３条第２項	営業廃止届出書及び届出事項変更届出書の受理								○			
		第11条	特定金属くず買受業を営む者に対する指示			○								
		第13条第１項	報告及び資料提出の要求			○			○					
		第13条第２項	身分証明書の交付			○								

5　地域部

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
1	河川法施行規則（昭和40年建設省令第７号）	第18条の４	河川管理者に対する意見提出		○									地域総務課

6　刑事部

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部						警察署					
				本部長	部長	局長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
1	刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）	第141条の２	逮捕状を請求することができる司法警察員又は逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員の指定及び変更に関する裁判所への通知		○										刑事総務課
2	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）	第５条第２項	暴力団等の指定に係る意見聴取の期日、場所等の通知及び公示				○								組織犯罪対策総務課
		第６条第４項	暴力団等の指定に係る国家公安委員会からの確認通知の受理（指定の要件に該当しない旨の通知を除く。）			○									
		第７条第１項（第８条第７項において準用する場合を含む。）	暴力団等の指定及び指定の取消しの公示				○								
		第７条第３項（第８条第７項において準用する場合を含む。）	暴力団等の指定及び指定の取消しの通知				○								
		第７条第４項	暴力団等の指定に係る公示事項の変更の公示				○								
		第８条第３項	指定暴力団連合が指定暴力団として指定された場合の当該指定暴力団連合の指定の取消し			○									
		第８条第５項	指定暴力団等の指定の取消しに係る国家公安委員会からの確認通知の受理			○									
		第13条	暴力的要求行為の相手方からの援助の申出の受理及び援助を行う旨の決定				○			○					組織犯罪対策第一課
		第14条第１項	事業者に対する援助を行う旨の決定				○			○					
		第14条第２項	責任者講習の実施				○								
		第15条第４項	事務所使用制限命令の標章の貼付け（仮の命令の場合を除く。）				○								
		第15条第５項	事務所使用制限命令の標章の取り除き（仮の命令の場合を除く。）				○								
		第15条の２第５項	特定抗争指定暴力団等の指定の標章の貼付け				○								組織犯罪対策総務課
		第15条の２第６項	特定抗争指定暴力団等の指定の標章の取り除き				○								
		第15条の２第８項	特定抗争指定暴力団等の指定に係る意見聴取の期日、場所等の通知及び公示、指定の公示及び通知並びに指定に係る公示事項（警戒区域を除く。）の変更の公示				○								
		第15条の２第９項	特定抗争指定暴力団等の警戒区域の変更に係る意見聴取の期日、場所等の通知及び公示並びに警戒区域の変更の公示及び通知				○								
		第15条の４	特定抗争指定暴力団等の指定の取消しの公示及び通知				○								
		第28条第１項	援護等の措置を行う旨の決定				○								組織犯罪対策第一課
		第28条第２項	暴力団離脱者が社会復帰することの重要性に関する住民等に対する啓発活動の実施				○								
		第28条第３項	埼玉県暴力追放運動推進センターへの報告要求及び報告の受理				○								
		第30条の８第４項	特定危険指定暴力団等の指定に係る意見聴取の期日、場所等の通知及び公示、指定の公示及び通知並びに指定に係る公示事項（警戒区域を除く。）の変更の公示				○								組織犯罪対策総務課
		第30条の８第５項	特定危険指定暴力団等の警戒区域の変更に係る意見聴取の期日、場所等の通知及び公示並びに警戒区域の変更の公示及び通知				○								
		第30条の11第３項	特定危険指定暴力団等の事務所使用制限命令の標章の貼付け（仮の命令の場合を除く。）				○								組織犯罪対策第一課
		第30条の11第４項	特定危険指定暴力団等の事務所使用制限命令の標章の取り除き（仮の命令の場合を除く。）				○								
		第30条の12第２項	特定危険指定暴力団等の指定の取消しの公示及び通知				○								組織犯罪対策総務課
		第32条の３第５項	埼玉県暴力追放運動推進センターの財産の状況又は事業の運営に関する改善命令	○											組織犯罪対策第一課
		第33条第１項	報告又は資料の提出要求及び受理			○									
			立入りの実施の決定				○			○					
		第33条第２項	立入職員の指名			○									
			立入証の交付				○								
		第34条第１項（第35条第５項において準用する場合を含む。）	命令及び仮の命令に係る意見聴取の非公開の決定（公安委員会が主宰者の場合を除く。）			○									
		第34条第２項（第35条第５項において準用する場合を含む。）	命令及び仮の命令に係る意見聴取の期日、場所等の通知及び公示				○								
		第34条第４項	命令に係る意見聴取を行う場合における出頭及び意見陳述の許可			○									
		第36条第１項	暴力団の活動状況等の国家公安委員会に対する報告				○								組織犯罪対策総務課
		第36条第２項	暴力団事務所の決定に関する国家公安委員会からの通報の受理				○								
		第36条第３項	指定暴力団及び命令に関する国家公安委員会に対する報告及び通報の受理				○								組織犯罪対策総務課
		第36条第４項	指定又は命令に係る官公署に対する協力の要求				○			○					組織犯罪対策第一課
		第39条の２第２項	命令又は指示に係る書類の公示送達の決定				○								組織犯罪対策第一課

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部						警察署					
				本部長	部長	局長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
3	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第４号）	第15条	事業者からの援助の申出の受理				○			○					組織犯罪対策第一課
		第17条第２項	責任者選任届出書の受理						○				○		
		第18条第６項	責任者講習計画の策定				○								
		第21条第１項	特定抗争指定暴力団等の指定の期限延長に係る通知				○								組織犯罪対策総務課
		第26条第１項	埼玉県暴力追放運動推進センターからの連絡の受理				○								組織犯罪対策第一課
		第30条第１項	特定危険指定暴力団等の指定の期限延長に係る通知				○								組織犯罪対策総務課
		第35条第１項	提出資料目録の作成				○			○					組織犯罪対策第一課
		第35条第２項	提出資料目録の写しの交付				○			○					
		第35条第３項	提出資料の返還				○			○					
		第39条	指定及び指定の取消しに係る他の公安委員会に対する照会及び照会に対する回答				○								組織犯罪対策総務課
		第40条第１項	命令等に係る他の公安委員会に対する照会及び照会に対する回答				○								組織犯罪対策第一課
		第40条第２項	関係資料の送付及び受理				○								
		第41条第１項	他の公安委員会に対する協力の依頼及び依頼された協力の実施				○								
		第41条第２項	他の公安委員会との連絡及び適切な措置				○			○					
		第47条第１項及び第２項	特殊取扱いによる郵便・信書便の送達				○								組織犯罪対策総務課
		第47条第３項	送達した場合の関係記録の作成				○								組織犯罪対策第一課
4	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成３年国家公安委員会規則第５号）	第５条	忌避の申出の受理				○								組織犯罪対策総務課 組織犯罪対策第一課
		第９条第１項	代理人選任届出書の受理				○								
		第10条第１項	補佐人申請書の受理（公安委員会が主宰者の場合に限る。）				○								
			補佐人の許可（公安委員会が主宰者の場合に限る。）	○											
		第10条第２項	補佐人出席許可の通知（公安委員会が主宰者の場合に限る。）				○								
		第11条	補佐人付添いの勧告（公安委員会が主宰者の場合に限る。）			○									
		第12条第１項	参考人の意見聴取への出席要求（公安委員会が主宰者の場合に限る。）	○											
		第12条第２項	参考人申出書の受理（公安委員会が主宰者の場合に限る。）				○								
		第12条第３項	参考人出席要求の通知（公安委員会が主宰者の場合に限る。）				○								
		第16条第１項	意見聴取期日又は場所の変更申出書の受理				○								
		第16条第２項	意見聴取期日又は場所の変更	○											
		第16条第３項	意見聴取期日又は場所の変更の通知及び公示				○								
		第17条第１項	陳述書の提出要求（公安委員会が主宰者の場合に限る。）			○									
		第17条第２項	陳述書の受理（公安委員会が主宰者の場合に限る。）				○								
		第23条第１項	意見聴取を続行する場合における期日及び場所の決定（公安委員会が主宰者で、かつ意見聴取期日において主宰者が決定している場合を除く。）	○											
		第23条第２項	意見聴取を続行する場合における期日及び場所の通知及び公示（公安委員会が主宰者で、かつ意見聴取期日において主宰者が決定している場合を除く。）				○								
		第34条第１項	意見聴取期日外における証拠調の実施（公安委員会が主宰者で、かつ意見聴取期日において主宰者が期日外証拠調の決定をしている場合を除く。）	○											
		第34条第２項	意見聴取期日外に証拠調を実施する場合の証拠調の期日及び場所の通知（公安委員会が主宰者で、かつ意見聴取期日において主宰者が期日外証拠調の決定をしている場合を除く。）				○								
		第35条第２項	提出物の返還（公安委員会が主宰者の場合に限る。）			○									
		第38条	意見聴取の公示に伴う措置				○								
		第39条第１項	意見聴取に係る当事者がその地位を失った場合の措置			○									
		第40条第２項	意見聴取を再開する場合における期日及び場所の通知及び公示				○								
5	暴力追放運動推進センターに関する規則（平成３年国家公安委員会規則第７号）	第１条第１項	指定申請の受理			○									組織犯罪対策第一課
		第２条	指定の公示				○								
		第３条第１項	名称等の変更届出の受理				○								
		第３条第２項	名称等の変更の公示				○								
		第３条第３項	申請時提出書類の内容変更届出の受理				○								
		第８条第１項	相談事業の開始の届出の受理			○									
		第８条第２項	相談事業の開始の公示				○								
		第９条第１項	相談事業の休廃止の届出の受理			○									
		第９条第２項	相談事業の再開の届出の受理			○									
		第９条第３項	相談事業の休廃止及び再開の公示				○								
		第12条第１項及び第２項	事業報告等の受理	○											
		第12条第３項	報告又は資料の提出要求			○									
		第13条	解任の勧告			○									

		第14条	指定取消しの公示				○									

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部						警察署					
				本部長	部長	局長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
6	不当要求情報管理機関登録規程（平成３年国家公安委員会告示第５号）	第４条第１項（第８条第２項及び第10条第２項において準用する場合を含む。）	登録申請書、登録更新申請書及び移動登録申請書の受理				○								組織犯罪対策第一課
		第５条（第８条第２項及び第10条第２項において準用する場合を含む。）	不当要求情報管理機関の登録の実施	○											
		第６条（第８条第２項及び第10条第２項において準用する場合を含む。）	登録証の交付				○								
		第９条第１項	変更の届出書の受理				○								
		第９条第２項	登録証の書換え				○								
		第11条	廃止の届出の受理			○									
		第12条第１項	登録の取消し	○											
		第12条第２項	登録の取消しの通知				○								
		第13条	返納登録証の受理				○								
		第14条	報告の要求			○									
7	埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）	第27条	説明又は資料の提出要求			○									組織犯罪対策第一課
8	埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第４号）	第５条第１項	説明・資料提出要求書の交付				○								組織犯罪対策第一課
		第５条第２項	口頭による説明の求めの決定			○									
		第５条第３項	説明・資料提出書の受理				○								
		第６条第１項	口頭による説明の日時又は場所の変更申出の受理				○								
		第６条第２項	口頭による説明の日時又は場所の変更の決定				○								
		第６条第３項	口頭による説明の日時又は場所の変更等の通知				○								
		第７条	勧告書の交付				○								
		第８条第１項	公表の実施				○								
		第９条第１項	意見を述べる機会の付与の通知				○								
		第９条第２項	申述書の受理				○								
		第９条第３項	口頭による意見聴取の決定			○									
		第９条第４項	証拠書類又は証拠物の受理				○								
		第10条第１項	口頭による意見聴取の日時又は場所の変更申出の受理				○								
		第10条第２項	口頭による意見聴取の日時又は場所の変更の決定				○								
		第10条第３項	口頭による意見聴取の日時又は場所の変更等の通知				○								
		第12条第３項	代理人資格証明書の受理				○								
		第12条第４項	代理人資格喪失届出の受理				○								
9	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）	第27条の３	警察官等によるけん銃等の譲受け等のうち緊急を要するもの：けん銃とこれに適合するけん銃実包を共に譲り受ける場合以外の場合	○											組織犯罪対策第一課
			警察官等によるけん銃等の譲受け等のうち緊急を要するもの：けん銃等若しくはけん銃部品の譲受け若しくは借受け又はけん銃実包の譲受けが多衆がい集する場所以外の場所で行われる場合												
			警察官等によるけん銃等の譲受け等のうち緊急を要するもの：その他危害予防上の措置が十分になされている場合												
10	埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則（埼玉県公安委員会規則第６号	第４条	埼玉県知事への要請			○									組織犯罪対策第一課

7　交通部

番号	根拠法令	条項	事務内容		専決権者											区分
					警察本部						警察署					
					本部長	部長	免許本部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
1	道路交通法（昭和35年法律第105号）	第４条第１項	信号機及び道路標識等の管理					○			○					交通規制課
			交通規制（信号機の設置、最高速度の指定、廃道に伴う交通規制の廃止、信号機の設置に伴う一時停止の廃止及び交通規制の一時解除を除く。）			○										
			廃道に伴う交通規制の廃止					○								
			信号機の設置に伴う一時停止の廃止					○								
			交通規制の一時解除					○								
			信号機の改良及び地番変更に伴う意思決定内容の変更					○								
			警察官の現場における指示による交通規制の実施			○		○								
		第15条の３第１項	遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出の受理及び届出事項変更の届出の受理					○								交通総務課
		第15条の３第３項	届出番号等の通知					○								
		第15条の５第１項	遠隔操作型小型車の使用者に対する報告若しくは資料提出の要求又は立入検査若しくは質問の指示					○								
		第15条の６第１項	必要な措置の指示					○								
		第22条の２第１項	最高速度違反車両に係る車両の使用者に対する指示					○								交通指導課
		第22条の２第２項（第66条の２第２項において準用する場合を含む。）	監督行政庁に対する協議					○								
		第44条第２項第２号	停留所等の駐停車禁止規制から除外する対象についての合意及び公示					○								
		第45条の２第２項	高齢運転者等標章の交付								○					交通規制課
		第49条第１項	パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の設置及び管理	設置に係るもの	○											
				管理に係るもの				○								
		第49条第２項	時間制限駐車区間における必要な措置			○										
		第49条第３項	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理事務の委託			○										
		第51条の４第３項	標章取り付けに関する報告の受理					○								交通指導課
		第51条の４第４項	放置違反金納付命令					○								
		第51条の４第６項	弁明通知					○								
		第51条の４第７項	弁明通知の公示送達					○								
		第51条の４第10項	公示による納付命令					○								
		第51条の４第12項	仮納付金返還通知					○								
		第51条の４第13項	督促					○								
		第51条の４第14項	滞納処分					○								
		第51条の４第16項	納付命令の取消し					○								
		第51条の４第18項	納付命令の公示送達					○								
		第51条の５第１項	使用者等に対する報告の徴収					○								
		第51条の５第２項	車両使用者等の照会					○								
		第51条の６第１項	国家公安委員会への報告					○								
		第51条の８第２項	登録(更新)申請書の受理								○					
		第51条の８第３項	登録(更新)しない旨の通知			○										
		第51条の８第５項	登録(更新)に伴う登録簿への登載					○								
		第51条の９	適合命令			○										
		第51条の11第１項	登録法人に対する報告の徴収					○								
			報告の受理			○										
			立入検査					○								
			立入検査結果の報告の受理			○										
		第51条の13第１項	駐車監視員資格者講習の実施					○								
			認定審査の実施					○								
			駐車監視員資格者証の交付					○								
			駐車監視員資格者証を交付しない通知			○										
		第51条の15第１項	放置違反金関係事務の委託			○										
		第58条の４	過積載車両に係る車両の使用者に対する指示					○								
		第59条第２項及び第３項	道路指定又は時間を限ってのけん引の許可及び許可証の交付					○								交通規制課
			道路指定又は時間を限ってのけん引の不許可			○										
		第66条の２第１項	過労運転車両に係る車両の使用者に対する指示					○								交通指導課
		第74条の３第５項	安全運転管理者等の選任又は解任の届出の受理					○								交通総務課
		第74条の３第６項	安全運転管理者等の解任命令		○											
		第74条の３第８項	自動車の使用者に対する是正措置命令		○											
		第74条の３第９項	安全運転管理者等の講習の通知					○								
		第75条第２項	自動車の使用者に対する自動車使用制限命令		○											交通指導課
		第75条第３項（第75条の２第２項において準用する場合を含む。）	監督行政庁に対する意見聴取					○								
		第75条第５項（第75条の２第３項において準用する場合を含む。）	自動車使用制限命令に係る聴聞の期日、場所等の通知及び公示					○								
		第75条第９項（第75条の２第３項において準用する場合を含む。）	自動車の使用制限書の交付及び標章の貼付								○					
		第75条第10項（第75条の２第３項において準用する場合を含む。）	標章除去申請書の受理及び標章の除去								○					
		第75条の２第１項	指示処分をした後における自動車使用制限命令		○											交通指導課
		第75条の２第２項	納付命令を受けた使用者に対する車両使用制限命令			○										
			車両の使用者に対する使用制限処分の移送手続					○								
			放置駐車違反金納付命令を受けた車両使用制限処分の執行								○					
		第75条の２の２第１項	安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は安全運転管理者に対する報告、資料の提出要求					○								交通総務課
		第75条の２の２第２項	自動車の使用者に対する報告又は資料の提出要求					○								交通指導課

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部						警察署					
				本部長	部長	免許本部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
1	道路交通法	第75条の12第２項	特定自動運行許可申請書の受理		○										交通総務課
		第75条の13第１項	特定自動運行許可申請書の審査				○								
		第75条の13第２項	国土交通大臣等に対する意見聴取				○								
		第75条の16第１項	特定自動運行許可事項の変更許可申請書の受理		○										
		第75条の16第２項	特定自動運行許可事項の変更許可申請書の審査及び国土交通大臣等に対する意見聴取				○								
		第75条の16第３項	軽微な変更の届出の受理		○										
		第75条の16第４項	名称等の変更の届出の受理		○										
		第75条の17	特定自動運行の許可又は許可事項変更の許可をした旨の公示				○								
		第75条の25第１項	特定自動運行実施者に対する報告若しくは資料提出の要求又は立入検査若しくは質問の指示		○										
		第75条の25第４項	官庁、公共団体等への照会又は協力の要求		○										
		第75条の26第１項	必要な措置の指示		○										
		第75条の26第２項	必要な措置の指示に伴う監督行政庁への意見聴取		○										
		第75条の27第２項	許可の取消し等に伴う監督行政庁への意見聴取		○										
		第75条の27第３項	許可の取消しの公示				○								
		第75条の29	許可の取消し等の報告		○										
		第89条第１項	運転免許申請書及び質問票の受理並びに運転免許試験の実施						○						運転免許試験課
		第89条第２項	質問票の交付						○						
		第89条第３項	技能検査申請書の受理及び技能検査の実施						○						
		第90条第４項（第７項において準用する場合を含む。）	免許の拒否及び取消しの際の弁明の機会の付与				○								運転管理課
			免許の拒否及び取消しの際の弁明の日時、場所等の通知				○								
		第90条第８項	免許を保留する場合の適性検査の受検命令及び医師の診断書の提出命令				○								運転免許試験課
		第90条第９項及び第10項	免許を受けることができない期間の指定				○								運転管理課
		第90条第11項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理				○								
		第91条	運転免許（仮運転免許を除く。）の条件の付与又は変更						○			○			運転免許課
		第91条の２	申請による運転免許の条件付与						○			○			
			申請による運転免許の条件変更						○						運転免許試験課
		第92条並びに第93条第１項及び第２項（第95条の３により読み替えて適用する場合を含む。）	運転免許証（仮運転免許証を除く。）の作成、条件の記載、交付及び運転情報記録の書換え						○				○		運転免許課
		第94条第１項（第95条の５第２項により読み替えて適用する場合を含む。）	運転免許証（仮運転免許証を除く。）の記載事項の変更届出の受理及び変更事項の記載						○				○		
		第94条第２項	運転免許証の再交付申請の受理及び再交付						○						
		第95条の２第３項	特定免許情報の記録						○				○		
		第97条の２第１項第３号イ及び第101条の４第２項	認知機能検査の実施				○								
		第97条の２第２項及び第３項	運転免許試験の一部免除				○								運転免許試験課
		第97条の３第１項	運転免許試験の停止				○								
			不正受験者の運転免許試験の合格の取消し			○									
		第97条の３第２項	合格決定の取消しの通知				○								
		第97条の３第３項	受験停止期間の決定			○									
		第98条第２項	自動車教習所からの届出の受理				○								運転免許課
		第98条第３項	届出をした自動車教習所に対する必要な指導又は助言				○								
		第98条第４項	自動車安全運転センターに対する必要な配慮要求				○								
		第98条第５項	届出をした自動車教習所に対する必要な報告又は資料の提出要求				○								
		第99条	指定自動車教習所の指定申請の受理				○								
			指定自動車教習所の指定	○											
		第99条の２第４項	技能検定員の審査及び合否の決定				○								
			技能検定員資格者証の交付				○								
		第99条の２第４項第１号ハ	技能検定員審査の合格者と同等と認める者の認定				○								
		第99条の２第５項（第99条の３第５項において準用する場合を含む。）	技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証の返納命令			○									
		第99条の３第４項	教習指導員の審査及び合否の決定				○								
			教習指導員資格者証の交付						○						
		第99条の３第４項第１号ハ	教習指導員審査の合格者と同等と認める者の認定				○								
		第99条の６	指定自動車教習所に対する報告、資料の提出要求及び立入検査の指示				○								

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部						警察署					
				本部長	部長	免許本部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
1	道路交通法	第99条の７第１項及び第２項	指定自動車教習所の適合基準に関する必要な措置命令				○								運転免許課
		第100条第１項	卒業証明書又は修了証明書の発行禁止	○											
		第100条第２項	卒業証明書又は修了証明書の発行禁止期間の延長	○											
		第100条の２第１項及び第２項並びに第100条の３第２項	再試験の実施						○						運転免許試験課
		第100条の２第４項	再試験の通知				○								運転免許課
		第100条の２第５項	再試験受験申込書の受理						○						運転免許試験課
		第100条の３第１項	試験移送通知書の送付及び受理				○								運転免許課
		第101条第１項及び第４項	免許の更新申請書及び質問票の受理、交付						○				○		
		第101条第３項	免許証等の更新に係る書面の送付						○				○		
		第101条第５項	適性検査の実施						○						
		第101条の２第１項、第２項及び第３項	更新期間前における免許証等の更新申請の受理、質問票の交付・受理、適性検査の実施及び免許の更新						○				○		
		第101条の２の２第１項及び第４項	経由地更新申請の受理及び適性検査の実施						○						
		第101条の２の２第５項	経由地更新申請書及び適性検査実施結果の通知						○						
		第101条の２の２第６項	講習受講者の通知						○						
		第101条の２の２第７項	再適性検査の通知						○						
		第101条の３第２項	免許の更新の拒否（講習の受講の義務）				○			○					運転免許課
		第101条の４第３項	高齢者講習等に係る書面の送付						○						
		第101条の４の２第１項	更新免許証の交付						○						
		第101条の４の２第３項	更新免許情報記録の書換え						○						
		第101条の５	報告徴収						○				○		運転免許試験課
		第101条の６第１項	医師の届出の受理				○						○		
		第101条の６第２項	医師の確認要求の受理及び回答				○								運転免許課
		第101条の６第４項	医師の届出の移送				○								運転免許試験課
		第101条の７第１項	臨時認知機能検査の実施				○								運転免許課
		第101条の７第２項及び第５項	臨時認知機能検査等の通知				○								
		第102条第１項から第５項まで	臨時適性検査の実施又は医師の診断書の提出命令				○								運転免許試験課
		第102条第６項	臨時適性検査の必要事項の通知				○								
		第103条第３項（同条第５項、第104条の２の３第５項、第８項及び第107条の５第９項において準用する場合を含む。）	免許の取消し及び運転禁止に係る処分移送通知書の送付及び受理					○							運転管理課
		第103条第６項	免許の効力を停止する場合の適性検査の受検命令及び医師の診断書の提出命令				○								運転免許試験課
		第103条第７項及び第８項	免許を受けることができない期間の指定				○								運転管理課
		第103条第９項（第104条の２の３第５項及び第107条の５第９項において準用する場合を含む。）	免許の取消し及び運転禁止に係る通知及び受理					○							
		第103条の２第４項（第107条の５第10項において準用する場合を含む。）	警察署長からの仮停止通知書、仮禁止通知書及び免許証の受理				○								
		第103条の２第５項	仮停止通知書及び免許証の送付及び受理				○								
		第104条第１項（第107条の５の第４項において準用する場合を含む。）	免許の取消し又は運転禁止に係る意見の聴取の期日、場所等の通知及び公示				○								
		第104条第１項（第104条の２の２第６項において準用する場合に限る。）	再試験不受験者の免許の取消しに係る意見の聴取の期日、場所等の通知及び公示				○								運転免許課
		第104条第１項（第104条の２の４第６項において準用する場合に限る。）	若年取消該当者に係る運転免許の取消しに係る意見の聴取の期日、場所等の通知及び公示				○								
		第104条第３項（第107条の５第４項において準用する場合を含む。）	意見の聴取への参考人等の出頭要求				○								運転管理課
		第104条の２第２項（第104条の２の３第７項において準用する場合を含む。）	免許の取消しに係る聴聞の期日、場所等の通知及び公示				○								
		第104条の２の２第１項、第２項及び第４項	再試験に係る運転免許の取消し			○									運転免許課
		第104条の２の２第３項	再試験不受験者の取消しに係る処分移送通知書の送付及び受理				○								
		第104条の２の２第７項	再試験の結果等による取消しに係る通知及び受理					○							
		第104条の２の３第１項	免許の効力の停止に係る期間の指定				○								運転管理課
		第104条の２の３第１項	免許の停止及び停止の解除に係る書面の交付				○								
		第104条の２の３第２項	免許の停止の際の弁明の付与				○								
		第104条の２の３第２項・第３項	免許の停止の際の弁明の日時、場所等の通知				○								

番号	根拠法令	条項	事務内容		専決権者											区分
					警察本部						警察署					
					本部長	部長	免許本部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
1	道路交通法	第104条の２の４第１項、第２項及び第４項	若年運転期間に係る運転免許の取消し				○									運転免許課
		第104条の２の４第３項	若年運転者講習不受講者の取消しに係る処分移送通知書の送付及び受理					○								
		第104条の２の４第７項	若年運転者講習不受講等による取消しに係る通知及び受理						○							
		第104条の３第１項（第107条の５第11項において準用する場合を含む。）	免許の取消し及び運転禁止に係る書面の交付					○								運転免許課 運転管理課
		第104条の３第３項（第107条の５第11項において準用する場合を含む。）	警察官からの出頭命令した旨の通知						○							
		第104条の４第１項	免許の取消し申請等の受理							○				○		運転免許課
		第104条の４第２項	申請に係る免許の取消し					○			○					
		第104条の４第３項	申出に係る運転免許証の交付及び特定免許情報の記録							○				○		
		第105条の２第１項	運転経歴証明書の交付申請の受理							○				○		
		第105条の２第２項	運転経歴証明書の交付							○				○		
		第105条の２第３項	運転経歴情報の記録申請の受理							○				○		
		第105条の２第４項	運転経歴情報の記録							○				○		
		第106条	国家公安委員会への報告及び同公安委員会からの通報の受理							○						
		第106条の３第１項	返納免許証（仮運転免許証を除く。）の受理							○				○		
		第106条の３第２項	免許の取消しに係る他の種類の免許証の交付	申請による取消しに係るもの					○				○			
				上記以外					○							
		第106条の４第１項及び第２項	免許情報記録の抹消及び取消しに係る免許情報記録の書換え						○							
		第107条の３の２	国際免許証等を所持するものに対する報告徴収							○						運転免許試験課
		第107条の４第１項	国外運転免許証等所持者に対する臨時適性検査の実施及び必要事項の通知					○								
		第107条の４第３項	国外運転免許証等所持者に対する必要な措置命令					○								運転免許課
		第107条の５第３項	運転禁止に係る処分期間の短縮					○								運転管理課
		第107条の５第４項	国外運転免許証等所持者に対する自動車等の運転禁止（90日未満のもので、点数制度によるものに限る。）					○								
		第107条の５第５項	運転禁止に係る提出国外運転免許証等の受理						○							
		第107条の５第６項（第７項において準用する場合を含む。）	運転禁止に係る提出国外運転免許証等の返還						○							
		第107条の５第７項	運転禁止に係る再入国者の提出国外運転免許証等の受理						○							
		第107条の５第８項	運転禁止に係る国外運転免許証等への処分事項の記載						○							
		第107条の６	運転禁止に係る国家公安委員会への報告					○								
		第107条の７第２項	国外運転免許証の交付申請の受理							○				○		運転免許課
		第107条の７第３項	自動車等の種類の指定及び国外運転免許証の交付							○				○		運転免許課
		第107条の10第１項	有効期間の満了等に係る返納国外運転免許証等の受理							○				○		
		第107条の10第２項	効力の停止に係る提出国外運転免許証等の受理							○						運転管理課
		第107条の10第３項	効力の停止に係る提出国外運転免許証等の返還						○							
		第108条第１項	免許関係事務の委託			○										運転免許課
		第108条の２第１項及び第２項	講習の実施	安全運転管理者等に対するもの				○								交通総務課
				特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するためのもの				○								
				自転車の運転による交通の危険を防止するためのもの				○								
				免許証更新申請者に対するもの				○			○					運転免許課
				上記以外				○								
		第108条の２第３項	講習の委託	安全運転管理者等に対するもの		○										交通総務課
				特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するためのもの		○										
				自転車の運転による交通の危険を防止するためのもの		○										
				上記以外		○										運転免許課
		第108条の３第１項	初心運転者講習の通知					○								

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部						警察署					
				本部長	部長	免許本部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
1	道路交通法	第108条の３の２	違反者講習の通知				○								運転免許課
		第108条の３の３	若年運転者講習の通知				○								
		第108条の３の４	講習通知事務の委託		○										
		第108条の３の５	特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令				○								交通総務課
		第108条の３の６	特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告				○								
		第108条の４第１項	指定講習機関の指定	○											運転免許課
		第108条の５第３項	運転適性指導員及び運転習熟指導員の解任命令	○											
		第108条の６第１項	講習業務規程及び規程変更の認可			○									
		第108条の８第１項	指定講習機関に対する適合命令			○									
		第108条の８第２項	指定講習機関に対する監督上必要な命令			○									
		第108条の９	指定講習機関に係る基準適合、運営内容等の検査の実施及び必要な報告又は資料提出要求			○									
		第108条の10	講習の休廃止の許可			○									運転免許課
		第108条の29第１項	地域交通安全活動推進委員の委嘱		○										交通総務課
		第108条の30第３項	地域交通安全活動推進委員協議会からの意見の申出の受理				○								
		第108条の31第３項	交通安全活動推進センターに対する業務等の改善命令	○											
		第108条の32の２第１項	運転免許取得者等教育の認定				○								交通総務課 運転免許課
		第108条の32の２第２項	運転免許取得者等教育の認定に関する公示				○								
		第108条の32の２第５項	運転免許取得者等教育の認定の取消し				○								
		第108条の32の３第１項	運転免許取得者等検査の認定				○								
		第108条の32の３第２項	運転免許取得者等検査の認定に関する公示				○								
			運転免許取得者等検査の認定に関する取り消し				○								
		第108条の34	事業所及び行政庁又は使用者に対する違反内容の通知				○								交通指導課
		第109条の２第１項	車両の運転者に対する交通情報の提供				○								交通規制課
		第109条の２第２項	交通情報提供事務の委託		○										
		第110条の２第１項	知事その他の長に対する交通公害に関する資料の提出要求		○										
		第110条の２第２項	広域交通規制を行う場合の県知事その他の長からの意見聴取		○										
		第110条の２第３項	道路管理者に対する意見聴取及び通知				○								
		第110条の２第４項	高速自動車国道等において道路標識等により交通規制を行う場合の当該道路管理者との協議		○										
			高速自動車国道等における交通規制に係る事項の通知				○								
		第110条の２第５項	地方公共団体の意見聴取、期間の指定及び通知		○										
		第110条の２第６項	地方公共団体に対する意見聴取		○										
		第110条の２第７項	路上駐車場設置計画決定者に対する意見聴取		○										
		第111条第１項	道路の交通に関する調査の指示				○								
		第111条第３項	道路管理者等への調査結果の通知				○								
		第114条の５第１項	自衛隊の防衛出動時における交通の規制	○											
		第114条の５第２項	通行禁止区域等その他必要事項の周知措置の実施	○											

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部						警察署					
				本部長	部長	免許本部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
2	道路交通法の一部を改正する法律（昭和40年法律第96号）	附則第２条第３項	旧法自動三輪車免許の限定解除審査の実施						○						運転免許試験課
		附則第５条第３項	旧法軽自動車免許の限定解除審査の実施						○						
3	道路交通法の一部を改正する法律（平成５年法律第43号）	附則第６条第３項及び第７条第４項	旧法技能検定員及びみなし教習指導員の解任命令				○								運転免許課
			旧法技能検定員及びみなし教習指導員に対する弁明の機会の付与					○							
4	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）	第13条第１項	緊急自動車の指定申請及び届出の受理				○								交通総務課
			緊急自動車の指定		○										
		第14条の２	道路維持作業用自動車の指定申請及び届出の受理				○								
			道路維持作業用自動車の指定		○										
		第26条の８	車両の使用者に対する使用制限命令の処分量定審査				○								交通指導課
		第32条の７第２号、第32条の８第２号、第34条第５項及び第８項	大型免許等の受験資格特例教習に係る年齢課程の指定		○										運転免許課
		第33条の６第１項第１号ハ、第２項第１号ハ及び第４項第１号ハ	普通自動車等の運転に関する教習の課程の指定		○										
		第34条第２項、第４項、第７項及び第10項	大型免許等の受験資格特例教習に係る経験課程の指定		○										
		第40条の２第２号	免許関係事務の委託の公示			○									
5	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第６条の３の３第５号	停留所等の駐停車禁止規制に関係のある者の認定				○								交通規制課
		第６条の３の４第１項	高齢運転者等標章申請書の受理							○					
		第６条の３の５	高齢運転者等標章記載事項変更届の受理							○					
		第６条の３の６	高齢運転者等標章再交付申請書の受理							○					
		第６条の７第２項	パーキング・チケット発給設備設置の表示板の設置				○								
		第８条の５第１項	けん引許可申請書の受理				○			○					
		第９条の９第１項第２号及び第２項第２号	安全運転管理者等の運転管理能力の認定		○										交通総務課
		第９条の19第２項	特定自動運行許可証の交付				○								
		第９条の22	知事、道路管理者等への意見聴取		○										
		第９条の23第２項	知事、道路管理者等への意見聴取		○										
		第９条の33	特定自動運行許可取消（停止）通知書の交付				○								
		第９条の38第４項	特定自動運行許可証の返納に伴う公示				○								
		第15条の２	緊急自動車の運転審査の実施				○								運転免許試験課
		第18条の３	免許の拒否等に係る通知				○								運転管理課
		第18条の４第１項、第29条の３第２項及び第29条の５第１項	公安委員会が専門的な知識を有すると認める医師の指定	○											運転免許試験課
		第18条の５	限定解除審査申請書の受理						○						運転免許試験課
			眼鏡等に係る限定解除審査申請書の受理						○				○		
		第22条第１項、第２項及び第３項（第28条の２において準用する場合を含む。）	運転免許試験を行う道路、場所等の指定				○								
		第24条第７項（第28条の２において準用する場合を含む。）	技能試験に使用する自動車の提供又は指定				○								
		第24条第８項（第28条の２において準用する場合を含む。）	技能試験官の指定			○									
		第28条	運転免許試験成績証明書の交付						○						
		第29条の２の３	報告書の受理						○						運転免許試験課
		第30条の９第４項	免許の取消通知書の交付						○				○		運転免許課
		第30条の11第１項	運転経歴証明書の再交付申請書の受理						○				○		
		第31条の５第３項	自動車教習所の廃止の届出及び届出事項の変更届出の受理				○								
		第31条の６	届出をした自動車教習所に対する報告書及び必要な報告又は資料提出要求				○								
		第33条第５項第２号ニ、（第34条の３第１項第３号において準用する場合を含む。）及び第38条第７項第２号	応急救護処置指導員の能力の認定			○									
		第36条	指定自動車教習所の指定申請書の記載事項の変更届出の受理				○								
		第37条第１項	指定書の交付及び指定取消通知書による通知				○								
		第37条第２項	必要な措置の命令書の交付				○								
		第37条第３項	証明書の発行禁止及び発行禁止期間延長の通知				○								
		第37条の２	報告書の受理						○						運転免許試験課
		第37条の２の２第２項	国際運転免許等の所持者に対する命令書の交付				○								運転免許課
		第38条第17項	講習終了証明書の交付申出の受理及び交付						○						
		第38条の２	特定任意講習終了証明書及び特定任意高齢者講習終了証明書の交付申出の受理及び交付						○						
		第38条の４の６第１項	運転免許取得者教育を行う者に対する報告書の提出要求						○						交通総務課運転免許課
		第38条の４の６第２項	運転免許取得者教育を行う者に対する必要な報告の要求又は資料の提出要求						○						

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部						警察署					
				本部長	部長	免許本部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
6	埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第２号）	第２条の２第２項	申請書の受理							○					交通規制課
			標章の交付							○					
		第４条第４項	緊急自動車等の指定証の交付							○					交通総務課
		第４条第５項	緊急自動車等の届出確認証の交付							○					
		第５条第１項	緊急自動車等の指定書等の再交付申請書の受理及び再交付						○						
		第５条第２項	記載事項変更届出の受理及び変更事項の記載						○						
		第５条第３項	返納指定書等の受理						○						
		第11条第４項	安全運転管理者選任届出書の記載事項変更届出の受理						○						
		第12条第１項	自動車の安全運転管理に関する教習の申請書の受理				○								
		第12条第２項	教習修了証書の交付				○								
		第13条	解任命令書の交付				○								
		第14条	是正措置命令書の交付				○								
		第18条第２項	審査申請の受理						○						運転免許試験課
		第24条第２項	受験停止期間の通知				○								
		第25条の４	検査受験申請書の受理				○								運転免許課
		第26条	講習申請書等の受理				○						○		交通総務課 運転免許課
		第27条第１項	運転禁止の処分期間短縮の申出の受理				○								運転管理課
		第27条第２項	運転禁止の処分期間短縮通知書の交付				○								
		第28条第１項	特定小型原動機付自転車運転者講習手数料納付書の受理				○								交通総務課
		第28条第２項	自転車運転者講習手数料納付書の受理				○								
		第28条の２第１項	特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の交付				○								
		第28条の２第２項	自転車運転者講習終了証書の交付				○								
		第28条の２第３項	特定小型原動機付自転車運転者講習等終了証書再交付申請書の受理及び特定小型原動機付自転車運転者講習等終了証書の再交付				○								
		第29条第４項	推進委員からの願出に基づく委嘱の解除				○								
7	交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第３号）	第１条第１項	交通安全活動推進センターの指定申請書の受理				○								交通総務課
		第２条	交通安全活動推進センターの指定の公示				○								
		第３条第１項及び第３項	交通安全活動推進センターの名称、代表者の氏名等の変更届出受理				○								
		第３条第２項	交通安全活動推進センターの名称、代表者の氏名等の変更の公示				○								
		第７条第１項	事業計画書及び収支予算書の受理				○								
		第７条第２項	事業報告書及び収支決算書の受理				○								
		第７条第３項	財産の状況又は事務の運営に関する報告又は資料の提出要求				○								
		第８条	交通事故相談員等に対する解任勧告		○										交通総務課 交通捜査課 交通規制課 運転免許試験課
		第９条	交通安全活動推進センターの指定取消しの公示				○								交通総務課
		第10条	交通安全活動推進センターとの連絡等				○								
8	埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年埼玉県公安委員会規則第３号）	第３条	埼玉県交通安全活動推進センターの指定書の交付				○								交通総務課
		第５条第１項	埼玉県交通安全活動推進センター職員名簿の受理					○							
		第５条第２項	埼玉県交通安全活動推進センターの職員の異動届出書の受理					○							
		第６条	財産の状況又は事業の運営に関する改善措置命令書の交付				○								
		第７条	埼玉県交通安全活動推進センターの指定取消しの通知				○								
		第９条	運営容量及び服務規定の承認申請書の受理及び承認、不承認				○								
9	地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成２年国家公安委員会規則第７号）	第１条第２項	氏名及び連絡先の周知の措置				○								交通総務課
		第８条第１項	委嘱時講習の実施				○			○					
		第８条第２項	委嘱時講習の委託		○										
		第９条	地域交通安全活動推進委員に対する指導									○			
		第10条	地域交通安全活動推進委員を解嘱しようとする理由の通知及び弁明の機会の付与				○								
		第14条	地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告又は資料の提出要求				○			○					
		第15条	地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関する改善勧告				○			○					

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部						警察署					
				本部長	部長	免許本部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
10	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第４条	自動車運転代行業の認定		○										交通総務課
		第５条第１項	認定申請書の受理							○					
		第５条第２項	認定の通知		○										
		第５条第３項	認定拒否に係る通知		○										
		第５条第４項	認定に係る埼玉県知事との事前協議		○										
			認定拒否に係る埼玉県知事との事前協議		○										
		第７条第２項	認定の取消しに係る埼玉県知事との協議		○										
		第８条第１項	変更に係る届出書の受理									○			
		第８条第２項	変更に係る事項の埼玉県知事への通知				○								
		第９条第３項	廃業等の届出に係る埼玉県知事への通知				○								
		第19条	最高速度に係る自動車運転代行業者に対する指示		○										
			駐停車違反行為に係る自動車運転代行業者に対する指示（第75条の８第３項において準用する場合を含む。）		○										
			過積載車両に係る自動車運転代行業者に対する指示		○										
			過労運転に係る自動車運転代行業者に対する指示		○										
			解任命令に係る弁明の録取及び有利な証拠の受理				○								
			是正措置命令に係る弁明の録取及び有利な証拠の受理				○								
			下命・容認に係る車両使用制限命令の文書交付及び標章のはり付け							○					
			標章の取除き							○					
		第21条第１項	報告及び資料の提出要求		○										
			立入検査及び質問の指示				○								
		第22条第１項	自動車運転代行業者に対する指示		○										
			指示に係る埼玉県知事への通知				○								
		第23条第３項	営業停止命令に係る埼玉県知事との事前協議		○										
		第24条第２項	営業廃止命令に係る埼玉県知事との事前協議		○										
		第25条第１項	処分移送通知書の送付及び受理				○								
		第25条第２項第１号	処分移送通知書受理後の指示		○										
11	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）で読替えて適用する道路交通法施行規則	第９条の９第１項第２号	自動車の運転の管理に関する教習				○								交通総務課
12	砂利採取法制定に伴う覚書（昭和43年警察庁交通局長、通商産業省化学工業局長及び建設省河川局長覚書）		知事又は河川管理者から送付された砂利採取計画の申請書等関係書類の受理及び措置				○								交通指導課
13	道路法（昭和27年法律第180号）	第95条の２第１項	道路管理者に対する意見提出及び通知の受理				○								交通規制課
		第95条の２第２項	道路管理者との協議及び通知の受理		○										
14	車両制限令（昭和36年法律第265号）	第11条第２項	道路管理者に対する意見提出				○								交通規制課
15	高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）	第24条の２	国土交通大臣との協議及び回答		○										交通規制課
16	駐車場法（昭和32年法律第106号）	第３条第２項	知事に対する意見提出		○										交通規制課
		第４条第３項及び第４項（第５項において準用する場合を含む。）	市町村に対する意見提出及び通知の受理		○										
		第５条第２項	地方公共団体の長に対する意見提出		○										
17	駐車場法施行令（昭和33年政令第340号）	第７条第３項	国土交通大臣に対する意見提出		○										交通規制課
18	自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）	第19条	国土交通大臣に対する意見提出		○										交通規制課
19	自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令（昭和34年政令第320号）	第４条第３項及び第６条第１項	国土交通大臣との協議		○										交通規制課

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部						警察署					
				本部長	部長	免許本部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
20	共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）	第３条第３項	共同溝整備道路の指定等に対する意見提出				○								交通規制課
21	自転車道整備等に関する法律（昭和45年法律第16号）	第７条	計画的な交通規制の実施		○										交通規制課
22	路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書（昭和40年運輸省事務次官、警察庁次長覚書）	第２条、第４条及び第５条	運輸局長等に対する意見書の提出				○								交通規制課
		第３条	運輸局長等からの処分内容及び措置通知の処理						○						
23	道路情報提供装置の設置に関する覚書（昭和61年警察庁交通局長、建設省道路局長覚書）		道路情報提供装置の設置に関する連絡協議		○										交通規制課
24	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	第48条第２項	訓練のための交通の禁止又は制限		○					○					交通規制課
		第76条第１項	災害時における交通の禁止又は制限 規制の実施に係るもの	○											
			災害時における交通の禁止又は制限 規制からの除外に係るもの						○			○			交通規制課 高速道路交通警察隊
		第76条第２項	災害時における交通の禁止又は制限に係る交通規制実施時の必要事項の周知措置	○											交通規制課
		第76条の４	道路管理者への要請		○										
		第76条の５	国家公安委員会からの指示の受理	○											
25	災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）	第20条の２第１項	訓練のための交通の禁止又は制限の標示の設置							○					交通規制課
		第20条の２第２項	訓練のための交通の禁止又は制限の際の回り道の明示							○					
		第20条の２第３項	訓練のための交通の禁止又は制限に関する道路管理者からの意見聴取				○			○					
		第20条の２第４項	防災訓練のための交通の禁止又は制限に関する関係公安委員会に対する通知				○			○					
		第20条の２第５項	防災訓練のための交通の禁止又は制限に関する広報				○			○					
		第32条第１項	交通の禁止又は制限の標示の設置							○					
		第32条第２項	道路管理者への通知				○								
		第32条第３項	関係公安委員会への通知				○								
		第33条第１項及び第２項	災害応急対策を実施するための車両であることの確認						○			○			交通規制課 高速道路交通警察隊
		第33条第３項	災害応急対策を実施するための車両の標章及び証明書の交付						○			○			
		第33条の３第１項	道路管理者からの通知の受理				○			○					
26	災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）	第６条第１項	緊急通行車両確認申出書の受理						○			○			交通規制課 高速道路交通警察隊
		第６条の３第１項及び第２項	緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書の受理並びに標章及び証明書の書換え交付						○			○			
		第６条の４第１項及び第２項	緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書の受理並びに標章及び証明書の再交付						○			○			
		第６条の５	標章及び証明書の返納の受理						○			○			
27	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）	第３条第２項	国家公安委員会及び国土交通大臣への意見提出	○											交通規制課
28	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）	第24条	警戒宣言発令時における交通の禁止又は制限	○											交通規制課
		第32条第２項	訓練のための交通の禁止又は制限		○					○					

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部						警察本部					
				本部長	部長	免許本部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
29	大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）	第11条第１項	交通の禁止又は制限の標示の設置							○					
		第11条第２項	道路管理者への通知				○								交通規制課
		第11条第３項	関係都道府県公安委員会への通知				○								
		第12条第１項及び第２項	緊急輸送を行うための車両であることの確認						○			○			交通規制課
		第12条第３項	緊急輸送を行うための車両の標章及び証明書の交付						○			○			交通規制課 高速道路交通警察隊
		第18条第１項	訓練のための交通の禁止又は制限の標示の設置							○					
		第18条第２項	訓練のための交通の禁止又は制限の際の回り道の明示							○					
		第18条第３項	訓練のための交通の禁止又は制限に関する道路管理者からの意見聴取				○			○					交通規制課
		第18条第４項	訓練のための交通の禁止又は制限に関する関係公安委員会に対する通知				○			○					
		第19条第２項	訓練のための交通の禁止又は制限に関する広報				○			○					
30	大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）	第６条第１項	緊急輸送車両確認申出書の受理						○			○			
		第６条の３第１項及び第２項	緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書の受理並びに標章及び証明書の書換え交付						○			○			交通規制課 高速道路交通警察隊
		第６条の４第１項及び第２項	緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書の受理並びに標章及び証明書の再交付						○			○			
		第６条の５	標章及び証明書の返納の受理						○			○			
31	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）	第28条第２項	原子力緊急事態宣言発出時における交通の禁止又は制限　規制の実施に係るもの	○											交通規制課
			原子力緊急事態宣言発出時における交通の禁止又は制限　規制からの除外に係るもの						○			○			交通規制課 高速道路交通警察隊
32	原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）	第８条第１項	緊急事態応急対策を実施するための車両であることの確認						○			○			交通規制課 高速道路交通警察隊
			緊急事態応急対策を実施するための車両の標章及び証明書の交付						○			○			
			緊急通行車両確認申出書の受理						○			○			
			緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書の受理並びに標章及び証明書の書換え交付						○			○			
			緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書の受理並びに標章及び証明書の再交付						○			○			
			標章及び証明書の返納の受理						○			○			
		第８条第２項	交通の禁止又は制限の標示の設置							○					交通規制課
			道路管理者への通知				○								
			関係公安委員会への通知				○								
			緊急事態応急対策を実施するための車両であることの確認						○			○			交通規制課 高速道路交通警察隊
			緊急事態応急対策を実施するための車両の標章及び証明書の交付						○			○			
			緊急通行車両確認申出書の受理						○			○			
			緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書の受理並びに標章及び証明書の書換え交付						○			○			
			緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書の受理並びに標章及び証明書の再交付						○			○			
			標章及び証明書の返納の受理						○			○			
33	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	第42条第２項	訓練のための交通の禁止又は制限		○					○					交通規制課
		第155条第１項	国民の保護のための措置を実施するための交通の禁止又は制限　規制の実施に係るもの	○											交通規制課
			国民の保護のための措置を実施するための交通の禁止又は制限　規制からの除外に係るもの						○			○			交通規制課 高速道路交通警察隊
		第155条第２項	通行禁止区域その他必要事項の周知措置の実施	○											交通規制課
34	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）	第６条	訓練のための交通の禁止又は制限の標示の実施							○					交通規制課
			訓練のための交通の禁止又は制限の際の回り道の明示							○					
			訓練のための交通の禁止又は制限に関する道路管理者からの意見聴取				○			○					
			訓練のための交通の禁止又は制限に関する関係公安委員会に対する通知				○			○					
			訓練のための交通の禁止又は制限に関する広報				○			○					
		第39条	交通の禁止又は制限の標示の設置							○					交通規制課
			道路管理者への通知				○								
			関係公安委員会への通知				○								
			国民の保護のための措置を実施するための車両であることの確認						○			○			交通規制課 高速道路交通警察隊
			国民の保護のための措置を実施するための車両の標章及び証明書の交付						○			○			
			緊急通行車両確認申出書の受理						○			○			
			緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書の受理並びに標章及び証明書の書換え交付						○			○			
			緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書の受理並びに標章及び証明書の再交付						○			○			
			標章及び証明書の返納の受理						○			○			
35	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）	第12条第２項	訓練のための交通の禁止又は制限		○					○					交通規制課

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部						警察本部					
				本部長	部長	免許本部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
36	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）	第４条	訓練のための交通の禁止又は制限の標示の設置							○					交通規制課
			訓練のための交通の禁止又は制限の際の回り道の明示							○					
			訓練のための交通の禁止又は制限に関する道路管理者からの意見聴取				○			○					
			訓練のための交通の禁止又は制限に関する関係公安委員会に対する通知				○			○					
			訓練のための交通の禁止又は制限に関する広報				○			○					
37	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	第36条	交通安全特定事業の実施		○										交通規制課
38	自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第８条	警察署長からの通知の受理				○								交通指導課
		第９条第１項	自動車の運行供用制限命令		○										
		第９条第２項	運行供用制限命令に係る文書の交付及び標章のはり付け							○					
		第９条第３項	保管場所確保の申告の受理							○					
		第９条第４項	保管場所確保の確認									○			
		第９条第５項	確認した旨の通知及び標章の取り除き				○								
		第10条第２項	聴聞の期日、場所等の通知及び公示				○								
		第12条	保有者又は保管場所管理者に対する報告又は資料の提出要求							○					
		第13条第２項	監督行政庁に対する通知				○								
39	最高速度違反行為等に係る道路交通法上の指示に関する協定（平成15年４月４日、埼玉県公安委員会委員長・関東運輸局長）		道路交通法に基づく処分をしようとする際の運輸局長に対する意見聴取				○								交通指導課
40	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第１号）	第１条第１項及び第２条第１項	教習の課程の指定申請の受理				○								運転免許課
		第１条第２項第３号、第３項第３号、第４項第３号、第５項第３号、第６項第３号、第７項第３号、第８項第３号、第９項第３号及び第10項第３号	応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認められる者の認定			○									
		第３条	指定書の交付				○								
		第４条	申請書類の記載事項変更届出の受理				○								
		第７条	特定届出自動車教習所に対する報告又は資料の提出要求				○								
		第８条第２項	指定の取消しの通知				○								

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部						警察署					
				本部長	部長	免許本部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
41	技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）	第２条（第10条第２項において準用する場合を含む。）	技能検定員審査及び教習指導員審査の期日等の公示				○								
		第３条	技能検定員審査申請書の受理				○								
		第５条第１項	技能検定員審査合格証明書の交付				○								
		第５条第２項（第13条第２項において準用する場合を含む。）	技能検定員審査合格証明書及び教習指導員審査合格証明書の再交付申請書の受理及び再交付						○						
		第７条第２項	技能検定員資格者証の交付申請書の受理				○								
		第８条第１項（第16条第１項において準用する場合を含む。）	技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証の再交付申請書の受理及び再交付						○						
		第８条第２項（第16条第１項において準用する場合を含む。）	書換え申請書の受理及び書換え						○						
		第９条第１項（第16条第２項において準用する場合を含む。）	返納命令書の交付				○								
		第９条第２項（第16条第２項において準用する場合を含む。）	返納技能検定員資格者証及び返納教習指導員資格者証の受理						○						
		第11条	教習指導員審査申請書の受理				○								
		第13条第１項	教習指導員審査合格証明書の交付				○								
		第15条第２項	教習指導員資格者証の交付申請書の受理				○								
		附則第２条第１項	暫定教習の認定				○								
		附則第２条第２項	暫定教習指導員資格者証の交付				○								
		附則第２条第４項	返納暫定教習指導員資格者証の受理				○								
		附則第２条第５項（第15条第２項及び第16条を適用する場合）	暫定教習指導員資格者証の交付申請書の受理				○								
			暫定教習指導員資格者証の再交付申請書の受理及び再交付				○								
			暫定教習指導員資格者証の書換え申請書の受理及び書換え				○								
			暫定教習指導員資格者証の返納命令書の交付				○								
42	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号）	第４条第２項第４号	認定教育実施者の指定				○								交通総務課運転免許課
			認定教育実施者の取消し				○								
		第５条第１項	認定教育申請書等の受理				○								
		第７条第１項	認定教育実施者の変更届出の受理						○						
		第７条第２項	認定教育実施者の変更届出に係る公示				○								
		第７条第３項	申請書類の内容変更届出の受理						○						
43	応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則（平成６年国家公安委員会規則第２号）	第４号	応急救護処置の能力の認定			○									運転免許課
44	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第27号）	第３条	意見の聴取の主宰者の指名				○								運転管理課
		第４条第２項	意見の聴取の主宰者の再指名				○								
		第５条（第17条第１項において準用する場合を含む。）	意見の聴取又は弁明の機会における代理人に係る書面の受理				○								
		第６条第１項（第17条第２項において準用する場合を含む。）	意見の聴取又は弁明の機会における補佐人に係る書面の受理				○								
		第６条第２項（第17条第２項において準用する場合を含む。）	意見の聴取又は弁明の機会における補佐人の出頭許可及び不許可				○								
		第６条第３項（第17条第２項において準用する場合を含む。）	意見の聴取又は弁明の機会における補佐人の出頭許可の通知				○								
		第８条第１項	意見の聴取の期日又は場所の変更				○								
		第８条第２項	意見の聴取の期日又は場所の変更の申出に係る書面の受理				○								
45	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則	第８条第３項	意見の聴取の期日又は場所の変更の通知及び公示				○								運転管理課
		第13条	意見の聴取調書の受理				○								
		第14条第１項	弁明書による弁明の決定				○								
		第14条第２項	弁明録取者の指名				○								
		第15条第３項	弁明調書の受理				○								

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者	区分

				警察本部						警察署					
				本部長	部長	免許本部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
46	指定講習機関に関する規則（平成２年国家公安委員会規則第１号）	第２条第１項	指定申請書の受理				○								運転免許課
		第３条 第４条第１項及び第３項	指定の公示					○							
			名称等の変更の届出の受理				○								
		第５条第５号	運転適性指導員の資格審査の実施				○								運転免許課
			運転適性指導員の資格の審査及び合否の決定			○									
		第７条第５号	運転習熟指導員の資格審査の実施				○								
			運転習熟指導員の資格の審査及び合否の決定			○									
		第９条第１項	講習業務規程認可申請書の受理				○								
		第９条第２項	講習業務規程認可及び変更の認可			○									
		第11条	講習結果報告書の受理				○								
			講習結果報告書の確認				○								
		第13条	事業報告書及び収支決算書の受理				○								
			事業報告書及び収支決算書の確認			○									
		第14条第１項	講習休廃止許可申請書の受理				○								
		第14条第２項	講習休廃止許可の公示					○							
		第15条	指定講習機関の指定の取消しの公示					○							
		第16条	特定講習の業務の引継ぎ等			○									
		第17条	講習受講指導員の指名				○								
		第18条	指定講習機関との連絡等				○								
47	運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号）	第４条第２項第２号	認知機能検査員としての技能及び知識に関する審査及び講習の実施				○								運転免許課
		第７条第２項第４号	講習指導員としての技能及び知識に関する審査の実施				○								
48	確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)	第６条	駐車監視員資格者講習の公示				○								交通指導課
		第７条第１項	受講申込書の受理										○		
		第９条第１項	修了証明書の交付				○								
		第９条第２項 （第10条第５項において準用する場合を含む。）	修了証明書再交付申請書の受理										○		
			修了証明書の再交付				○								
		第10条第２項	認定申請書の受理							○					
		第10条第４項	認定書の交付				○								
		第11条第１項	駐車監視員資格者証交付申請書の受理							○					
		第13条第１項	駐車監視員資格者証書換え交付申請書の受理										○		
			駐車監視員資格者証の書換え交付				○								
		第13条第２項	駐車監視員資格者証再交付申請書の受理										○		
			駐車監視員資格者証の再交付				○								
		第14条第２項	駐車監視員資格者証の返納受理										○		
49	自転車運転者講習に関する規程（平成27年埼玉県公安委員会規程第12号）	第３条	受領書の徴収				○								交通総務課
		第４条	住所地公安委員会に対する受講命令を決定した旨の通知及び受講命令の執行依頼				○								
		第５条第１項	命令公安委員会からの受講命令執行依頼の受理				○								
		第５条第２項	受領書の徴収及び命令公安委員会への命令執行の通知				○								
		第５条第３項	命令公安委員会への命令書の返送				○								
50	運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和４年国家公安委員会規則第８号）	第４条第２項第４号	認定検査実施者の指定				○								交通総務課 運転免許課
			認定検査実施者の取消し				○								
		第６条第１項	認定検査申請書等の受理				○								
		第８条第１項	認定検査実施者の変更届出の受理						○						
		第８条第２項	認定検査実施者の変更届出に係る公示				○								
		第８条第３項	申請書類の内容変更届出の受理						○						
51	特定小型原動機付自転車運転者講習に関する規程（令和５年埼玉県公安委員会規程第８号）	第３条	受領書の徴収				○								交通総務課
		第４条	住所地公安委員会に対する受講命令を決定した旨の通知及び受講命令の執行依頼				○								
		第５条第１項	命令公安委員会からの受講命令執行依頼の受理				○								
		第５条第２項	受領書の徴収及び命令公安委員会への命令執行の通知				○								
		第５条第３項	命令公安委員会への命令書の返送				○								
52	電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）	第３条第２項	道路管理者に対する意見提出				○								交通規制課

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部						警察署					
				本部長	部長	免許本部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
53	特別積合せ貨物運送事業の許可申請事業の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書（平成元年警察庁交通局長、運輸者貨物流通局長覚書）	第２条（第４条において準用する場合を含む。）	運輸局長等に対する意見書の提出				○								交通規制課
		第３条（第４条において準用する場合を含む。）	運輸局長等からの処分内容及び措置通知の処理						○						
54	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）	第４条第８項	国土交通大臣に対する意見提出				○								交通規制課
55	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成28年内閣府、国土交通省令第３号）	第４条（第５条において準用する場合を含む。）	国土交通大臣からの処分内容及び通知の処理						○						交通規制課

8　警備部

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理	
1	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第９号）	第３条及び第４条	小型無人機等の飛行を行おうとする者が行う通報の受理		○									警備総務課
2	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	第59条第６項	運搬の日時、経路その他総理府令で定める事項の指示（核燃料物質の防護に係るものに限る。）			○								警備第一課
		第59条第７項	運搬証明書への指示事項の記載（核燃料物質の防護に係るものに限る。）			○								
		第59条第13項	公安委員会相互の連絡（核燃料物質の防護に係るものに限る。）			○								
		第68条第１項	立入検査の指示（核燃料物質の防護に係るものに限る。）			○								
3	集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年埼玉県条例第43号）	第１条	集団行進及び集団示威運動に関する届出の受理						○					警備第一課
4	集団行進及び集団示威運動の届出に関する手続（平成８年埼玉県公安委員会告示第167号）	２	届出証の交付						○					警備第一課